

# 令和2年五條市議会第2回6月定例会（第2号）

日 時 令和2年6月8日（月） 午前10時 開議

## 議事日程

### 第1 一般質問

| 順 | 氏 名   | 質 問 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 答弁を求める者                       |
|---|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 1 | 窪 佳 秀 | <p>1 新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>(1) 第2波、第3波発生時の対策について</p> <p>ア 本市の対策について</p> <p>(2) 避難所の感染症防止対策について</p> <p>ア 避難所の対策について</p> <p>イ 避難所の感染症防止備蓄品について</p> <p>ウ 啓蒙・啓発について</p> <p>(3) マスク着用時の熱中症対策について</p> <p>ア 幼児・児童への注意喚起について</p> <p>イ 小・中学校での注意喚起について</p> <p>(4) ごみ収集時感染症防止対策について</p> <p>ア ごみ収集担当者の対策について</p> <p>イ ごみの出し方の協力依頼について</p> <p>2 主任児童委員について</p> <p>(1) 職務の内容について</p> <p>(2) 個別支援について</p> <p>(3) 啓蒙・啓発について</p> | <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>     |
| 2 | 福 塚 実 | <p>1 教育環境の整備について</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症防止対策について</p> <p>(2) 児童・生徒の授業体制について</p> <p>(3) リモート学習の有効性について</p> <p>(4) 児童・生徒の熱中症対策について</p> <p>2 五條市インターチェンジの活性化について</p> <p>(1) 今後の見通しについて</p> <p>(2) 県指針の防災拠点について</p>                                                                                                                                                                                                       | <p>市長・教育長・部長</p> <p>市長・部長</p> |

| 順 | 氏名    | 質問事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 答弁を求める者                |
|---|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
|   | 福塚 実  | 3 共同墓地管理について<br>(1) 現況について<br>(2) 共同墓地のごみ処理について                                                                                                                                                                                                                                                          | 市長・部長                  |
| 3 | 山口 耕司 | 1 コロナ禍を乗り越える施策について<br>(1) 地方創生臨時交付金について<br>ア 五條市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について<br>イ 特別定額給付金について<br>(2) 令和2年度第2次補正予算について<br>ア 相談の窓口と支援の周知（市ホームページ等）について<br>イ ひとり親支援について<br>ウ コロナ禍を踏まえた防災・減災対策について<br>エ 地方創生臨時交付金について<br>(3) 市施設の利用について<br>(4) 市税、国民健康保険税、介護保険料等について<br>(5) GIGAスクール構想について                        | 市長・部長                  |
| 4 | 藤富美恵子 | 1 「市長の要求による監査の結果報告書 総合体育館における事務の執行について」について<br><br>2 新型コロナウイルス感染症対策について                                                                                                                                                                                                                                  | 市長・部長<br><br>市長・教育長・部長 |
| 5 | 大谷 龍雄 | 1 新型コロナウイルス感染症防止対策に関する特別定額給付金を全ての対象者に届ける対策について<br>(1) 五條市外で居住している方について<br>(2) 高齢者の一人暮らしの方について<br>(3) 自宅から避難している方について<br>(4) 生活保護受給者の方について<br>(5) 未申請の方への申請期限1か月前の再連絡について<br>(6) 給付金の非課税及び差押えの禁止について<br><br>2 総合体育館の物品購入に関する疑問問題の防止対策について<br>(1) 物品購入における競争入札に関する問題と改善について<br>ア 予定価格及び最低制限価格の設定基準の明確化について | 市長・部長<br><br>市長・部長     |

| 順 | 氏 名     | 質 問 事 項                                                                                                                                                                                                                                               | 答弁を求める者                                                        |
|---|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
|   | 大 谷 龍 雄 | イ 予定価格及び最低制限価格の事前公表の可否について<br>ウ 入札期間の設定について<br>エ 指名競争入札の指名方法について<br>(2) 地方自治法等に基づく職員の定期的な研修と市長等の指導監督責任の拡充について<br>3 シダースーパーカップ柔道大会の経費等に関する疑惑問題への対処と防止対策について<br>(1) 最終裁判の判決と弁護士との相談の基での対処について<br>(2) 企画段階における重要な方針の検討について                               | 市長・部長                                                          |
| 6 | 吉 田 正   | 1 市内の公園の現状について<br>(1) 水道設備について<br>(2) 水洗トイレについて<br>(3) 休憩設備について<br>(4) 周辺道路整備について                                                                                                                                                                     | 市長・部長                                                          |
| 7 | 養 田 全 康 | 1 五條市の公園・グラウンドの管理について<br>(1) 各課の管理の差について<br>2 し尿くみ取りについて<br>(1) 現状と今後について<br>3 五條市内における県所有の建築物や資産について<br>(1) 新庁舎ができた後の管理や使用について<br>(2) 今後の県との連携について<br>4 賀名生分校について<br>(1) 現状と課題について<br>(2) 五條市立になることについて<br>5 シダーアリーナにおける入札関連、その他入札について<br>(1) 今後について | 部長<br><br>部長<br><br>市長・理事・部長<br><br>市長・教育長・部長<br><br>市長・教育長・部長 |
| 8 | 伊 谷 賢 司 | 1 消防団の発展について<br>(1) 今後の運営について<br>2 観光地域づくり法人(DMO)の本市における取組について<br>(1) 地域商社について                                                                                                                                                                        | 市長・部長<br><br>市長・部長                                             |

| 順 | 氏 名     | 質 問 事 項                                                                                                   | 答弁を求める者                    |
|---|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
|   | 伊 谷 賢 司 | 3 農観、農福連携について<br>(1) 農業と観光の連携について<br>(2) 農業と福祉の連携について<br><br>4 本市の発展について<br>(1) 自転車活用に伴う観光交流センターの活用方法について | 市長・部長<br><br><br><br>市長・部長 |

本日の会議に付した事件

吉田 正議員の一般質問まで

出席議員（十一名）

欠席議員（一名）

説明のための出席者

|     |   |
|-----|---|
| 市長  | 太 |
| 副市長 | 樫 |
| 教育長 | 堀 |
| 理事  | 南 |
|     | 内 |
|     | 内 |
|     | 田 |
|     | 好 |
|     | 成 |
|     | 伸 |
|     | 則 |
|     | 行 |
|     | 起 |
|     | 吉 |
|     | 紀 |

|    |     |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 四番 | 十二番 | 十一番 | 十番 | 九番 | 八番 | 七番 | 六番 | 五番 | 三番 | 二番 | 一番 |
| 牧  | 大   | 藤   | 吉  | 山  | 福  | 岩  | 窪  | 吉  | 平  | 養  | 伊  |
| 野  | 谷   | 富   | 田  | 口  | 塚  | 本  |    | 田  | 岡  | 田  | 谷  |
| 雅  | 龍   | 美   | 雅  | 耕  |    |    | 佳  |    | 清  | 全  | 賢  |
| 一  | 雄   | 子   | 範  | 司  | 実  | 孝  | 秀  | 正  | 司  | 康  | 司  |

午前十時零分開会

事務局職員出席者

事務局次長 馬場 雅樹  
 事務局次長 馬場 孝一  
 事務局係長 坂口 和美  
 事務局係員 窪勇美  
 速記者 柳ヶ瀬 五美

技監 冠 雅之  
 市長公室長 和 剛明  
 総務部長 松 本 成 人  
 危機管理監 石 田 茂 人  
 すこやか市民部長 中 本 賢 二  
 あんしん福祉部長 平 田 耕 一  
 産業環境部長 井 上 昭  
 都市整備部長 上 田 朗  
 教育部長 松 井 和 永  
 西吉野支所長 大 垣 悟  
 大塔支所長 吉 川 佳 秀  
 水道局長 東 純 司  
 会計管理者 小 森 比 美  
 秘書課長 西 本 久 雄  
 企画政策課長 西 本 久 雄  
 財政課長 戸 野 哲

○議長（吉田雅範）ただいまから去る一日の散会前に引き続き会議を再開いたします。

牧野雅一議員から欠席届が出ております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、速記者の席を議員席の前方の席に移動しておりますので、御了承願います。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いします。

また、議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際は、正確な会議録作成のためマスクを外していただきますようお願い申し上げます。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からといたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には三月定例会に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、一般質問の時間は質問と答弁を含めて六十分以内とし、質問議員ごとに答弁補助員の入替えをいたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

初めに、六番窪 佳秀議員の質問を許します。六番窪 佳秀議員。

〔六番 窪 佳秀質問席へ〕

○六番（窪 佳秀）議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問を通告のとおりさせていただきます。

冒頭に、新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方々に衷心より哀悼の意を捧げたいと思います。そしてまた感染をされ療養中の方々の  
お見舞いと、一日も早く回復し普段の生活に戻れるようにお祈り申し上げます。

そしてまた、医療機関等ですれに対する対策をしていただいております方にも厚く御礼申し上げます。

それでは一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

まず、新型コロナウイルス感染症の第二波、第三波の感染防止対策、これがいろいろ市の方でも考えてくれておられると思うのですが、それについてお伺いいたします。

国においては、新型コロナウイルスの急速な感染拡大を受けて、新型インフルエンザ等特別措置法に基づき四月七日に緊急事態宣言を七都道府県に発令し、そしてまたその後四月十六日に全都道府県へ拡大いたしました。五月四日に三十一日まで延長と、そしてまたそれから後、十四日に二十九県、二十一日に近畿三府県で解除という形の中で、残る五都道府県では二十五日に全面解除となったわけでございます。

新規感染者が減少し医療状態の逼迫が緩んできているとの主な理由であります。今後、感染第二波、第三波は必ず発生するとも報道されております。

そしてまた報道で、先日北九州市の方でも、これが第二波であるのかなということもうわさされておられるわけでございます。そうした中にあって、五條市においても、先ほども申し上げましたけれども、感染第二波、第三波の発生に向け感染防止対策を検討していると思っております。まず対策についてお伺いいたします。

○議長（吉田雅範） 中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二） 六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

今後の第二波、第三波発生への対策としまして、現在実施しております庁舎玄関の手指消毒の励行、窓口業務での飛沫感染対策シート等の利用、ソーシャルディスタンスの確保、防災行政無線等による市民への感染防止啓発を緩めることなく継続するとともに、マスクや消毒液などの感染防止物品の備蓄を進め、県の対処方針に基づき、感染拡大防止に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 今の答弁でもありましたとおり、従来から実施の対策を継続していくようなことも最も重要であると思っておりますが、やはり一番最初に五條市においての感染症対策本部での教訓というのがあったかと思っておりますけれども、そういうことも振り返りながら、第二波、第三波の対策についてもそれに基づきましてよろしく対策をお願いしたいと思っております。

次に、避難所における感染症防止対策について伺います。

まず夏のシーズンに入り、梅雨そしてまた集中豪雨、台風等により市民に対し避難所に避難をしてもらおう、こういうことになっていくわけでございますが、三密になる恐れが十分考えられます。避難者に対する感染症対策についてお伺いいたします。



○議長（吉田雅範）石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人）六番窪議員の御質問にお答えさせていただきます。

五條市では国の指針に基づき、密接、密集、密閉のいわゆる三密状態になることが予想される避難所運営について、次のとおり感染防止対策を進めております。

まずは咳エチケット等の基本的な対策の徹底でございます。

避難所にはマスク、石鹸、手指消毒用アルコール消毒液を準備し、避難者及び運営スタッフの基本的な感染対策を講じます。

また、十分な換気、スペースの確保を図ります。

一時間に二回程度の換気を行うとともに、避難者同士が二メートル以上の距離をとれるよう、各避難所に段ボールパーティションを配置いたします。

またドアノブやスイッチ、手すり、トイレなど共有使用部分については、消毒の徹底などを図ってまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）いろいろなことの中で検討をさせていただいておると分かったわけでございますけれども、いろいろなことをしようと思ったらやっぱり避難所の担当者の職員ですけれども、これの仕事の増加と言ったらおかしいですけれども、忙しくなってくると予想されますので、職員の配置等も踏まえて、その辺の方を今から十分検討していただくようお願い申し上げます。

次に、避難所が従来そのままでの開設となりますと、先ほども申し上げましたけれども、三密になる恐れがあります。自主避難、そして避難勧告、そういう形のことも踏まえて避難者の分散、これが必要であると考えますが、担当課の考えをお聞かせください。

○議長（吉田雅範）石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人）六番窪議員の御質問にお答えさせていただきます。

各避難所において、従来、避難の際に使用している部屋に加え、公民館を始めとする避難所で使用可能な部屋数の把握に努め、避難者が多くなった場合、部屋の分散を行います。

また、避難所への避難のほか、安全な地域にいる家族や親戚、知人宅への避難も有効であるというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）今の答弁で、後にもありますけれども、啓蒙・啓発の中で広報五條にも掲載してくれてありました。ただ避難勧告、これに

なりませんとやっぱり避難所の開設については従来の避難所だけでは三密になる恐れが本当に大きく考えられます。

避難所の分散方法や、もう一つは臨時的な一次避難所の検討、これも必要であろうかと思えます。今日のこの質問を考えるとときには出ていなかったわけでありませけれども、今日の新聞報道によりますと、国土交通省は七日、昨日ですけれども、最大クラスの地震に備え避難施設を増強する方針を固めたという形の中で、やはり新型コロナウイルス感染症対策の予防として、スペースの拡大といった密集対策も後押しすると、こういうような形のことを今日報道されておたわけでございます。その中において今年の梅雨本番に向かひまして、各市の自治体は新型コロナウイルス感染症対策も念頭に避難所を追加指定したり、そしてまた災害の初期段階で開設する避難所を増やしたり、そういう取組も先行しておるといふこと、そしてまた国としても国土交通省の方で財政支援が予想される事業ということの中に指定避難所の増所ということもございませし、そしてまた公共施設の改善、こういうのも財政支援の事業という形のこと、そしてまた民間のビルの活用、こういうものについても財政支援をするというようなことが報道されておたわけでございます。

なかなかすぐにはといきませんけれども、例えば五條市におきましても学校等の空き教室、こういう形の利用やそして車を所有している方、この方については、どこかでやっていると報道されておりましたけれども、車中での一次避難の呼び掛け、これも一つのいい方法であるかなと、そしてまた効果も期待できるのではないかなと思ひますので、今後の中において避難所を開設するときには、また呼び掛けをするときには是非とも検討をお願いしたいなと思ひます。

そして次に、避難所での感染症防止備蓄品についてお伺ひいたします。

○議長（吉田雅範） 石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人） 六番議員の御質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策の備蓄品といたしましては、マスク、アルコール消毒液、防護衣、環境用消毒液、段ボールパーティション、体温計などを想定し準備を進めておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 六番議員。

○六番（窪 佳秀） はい。備蓄品としていろいろ準備して、これは市の備蓄として準備してくれていと思うのですけれども、やはりあくまでも避難所での感染防止ということとは、避難所の中に感染症防止の備蓄というのがもちろん必要であろうかと思ひます。

そういう形において、先日の広報五條の啓蒙・啓発では避難行動のときの持ち物という形の中でも書いてくれてあつたわけでございますけれども、やっぱり市民は避難所に何を準備してくれてあつて、自分は何かを持っていったらいいのかなというのがあるかと思ひますので、その辺のことも併せて避難を呼びかけるときには注意をしていただきたいなと思ひます。

そしてその中において、先日広報五條に出てましたけれども、避難所における感染防止対策で検討していただいておりますことを広報五條、そしてホームページだけではなしに、市民への啓蒙・啓発が最も大切であると思っておりますが、担当課の考えをお聞かせ願います。

○議長（吉田雅範）石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人）六番窪議員の御質問にお答えさせていただきます。

避難所における新型コロナウイルス感染症防止対策を御認識いただく目的で、市民の皆様には五月十四日にホームページで、六月一日に広報誌で事前周知を行いました。

具体的には避難所への避難のほか、安全な地域にいる親戚や知人宅への避難の検討、またマスク、体温計、防寒着、アルコール消毒液など感染症防止対策に必要と思われる物資を持参いただくよう周知を行いました。

新型コロナウイルス感染症の第二波、第三波が懸念される状況であるため、自主防災活動へ参加する機会などを活用し、継続的な啓蒙・啓発活動を行ってまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）先ほども言いましたけれども、ホームページ、そして広報五條等で事前周知を図っておられると思うのですが、なかなか、広報五條を読んだときには、ああこないやなというのが分かるわけでございますけれども、実感として自分とここで避難することはなわというような形で考えている市民に関しては、本当にそのときになって慌てるのではないかなと思います。

そしてまた、それだけでは市民に伝わらないと考えます。なかなか今の季節ですので、自治会の会合とか自主防災組織の会合とかいろいろな形ができませんいわけでございます。その中において、そういう団体を活用いたしまして、回覧板、そういう形の周知でも重要であると考えております。そしてその際には、再度広報五條にも掲載されておりましたが、避難時の持ち物、特殊な時期でございますので、啓蒙・啓発もあわせてお願いしたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

そして、次にマスク着用時の熱中症対策について伺いたします。幼児・児童は成人と比べて気管が狭いためにマスクをすると呼吸がしにくくなり窒息のおそれがあるほか、心臓に負担が掛かる、そしてまた体内に熱がこもり熱中症のリスクがあると言われております。

主として幼児・児童の関係者に対する注意喚起、どのような形の注意喚起を行っておるのか、啓蒙・啓発についてお聞かせください。

○議長（吉田雅範）中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二）六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

二歳未満の子供へのマスク着用につきましては、日本小児科医学会が、マスクを着用することによって、熱がこもり熱中症のリスクが高まる

ことや呼吸や心臓への負担になる、嘔吐物による窒息のリスクが高くなる、顔色や表情の変化など、体調の異変に気付くのが遅れるなどの危険性があるため、マスクの使用はやめるよう啓発しています。

保健福祉センターでも、二歳未満の子供のマスク着用については推奨しておりません。

また、乳幼児のマスク着用時の危険性及び熱中症予防対策につきましては、保護者の方々に乳幼児健診や健康教室、家庭訪問時、市ホームページや広報五條への掲載、FM五條を利用して注意喚起を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 六番 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 今言っていたいただいたようなことで、いろいろ注意喚起、そういうことで啓蒙・啓発しているということがよく分かったわけでございますけれども。

屋外でマスクを外した活動時の対応というのはどういうように考えておられますか。

○議長（吉田雅範） 平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一） 六番窪議員の御質問にお答えします。

先ほどの中本部長の答弁にも被るところがあるかもしれませんが、初めに、公立幼稚園・保育所のマスク着用状況についてでございますが、三歳以上の園児については、ほぼ全員が着用しております。

三歳未満児の乳幼児については、気管も狭く呼吸等の確認も必要なことから、保育所では咳等で本当に必要な場合に着用とさせていただきますております。

次に、関係者への注意喚起についてですが、厚生労働省通知「令和二年度の熱中症予防行動について」を各施設に配布し、この通知に基づき、熱中症予防対策を行いながら保育しているところです。

議員御指摘のとおり、乳幼児のマスクの着用は、熱がこもり熱中症のリスクが高まることなどが指摘されております。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で示されている熱中症予防行動の留意点では、「屋外で十分な間隔が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮しマスクを外すようにしましょう。」とありますので、保育所では、屋外では間隔の確保に努めながらマスクを外して活動するよう対応しております。

午睡中は、呼吸確認が必要であること、また安全な呼吸の確保という観点からマスクを外しています。室内では、早期から冷房を入れるなど例年以上に室温や換気に気を付け、こまめな水分補給を行い、また間隔を十分に取りマスクを外せる時間を作るなど工夫し、対応しております。

次に、啓発ですが、保護者の方々に厚生労働省から示された「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントなどを配布し、注意喚起を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）一般質問させていただいた今の中では、屋外でマスクを外した活動時の対策ということをお伺いしたわけですが……。遊び方という形の中の工夫、こういうものをしていただいで対応をお願いしたいなと思いますので、よろしくお伺いいたします。

次に、小・中学校の児童・生徒に対する同じ質問ですが、注意喚起と啓蒙・啓発についてをお伺いいたします。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）六番窪議員の御質問にお答えを申し上げます。

学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面が生じることから、飛沫を飛ばさないよう、児童・生徒及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましいと考えています。ただし、気候の状況等により熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、水分補給や休憩を多く取るなど基本的な熱中症対策はもちろん、換気や児童・生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をした上、マスクを外すことも考えられます。

また、体育の授業においては、マスクの着用は必要ないこととしています。

部活動においては、活動時間や休養日を定めた「部活動ガイドライン」を遵守し、まずはリスクの低い活動から徐々に実施していきます。運動部活動のマスクの着用については、体育の授業と同じ扱いとします。

学校再開に向けての新しい生活様式については、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議により示されており、本市においてはそれを「学校再開に向けて新しい生活様式を実践しよう」としてプリントに示し、六月三日に児童・生徒に配布したところです。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）いろいろな形の中で注意喚起をさせていただいておるといことが分かったわけでございます。

僕らもそうですけれども、大人でもこれからの熱中症対策の中で、マスク着用時の熱中症対策、これが本当に重要になってくるかと思えます。特に学校においては普段から子供たちを見ているので、やっぱり普段の児童・生徒の顔色やそして様子、そういうものにも今まで以上に気を配っていただくことが重要かなと思いますし、一番大事なのは教職員の感染症対策、そして同じく教職員の熱中症対策、これもあわせて御指導していただけるようにだけはお願いたします。

そして感染症対策の最後でございますけれども、ごみ収集時の感染防止対策について伺います。先日、新型コロナウイルスはウイルスが付着したものを介して感染するというように言われております。ごみ収集担当者に感染が広がらないような対策についてお聞きいたします。

○議長（吉田雅範） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市において新型コロナウイルス感染症が流行しても、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に沿って、廃棄物処理事業は事業の継続が求められることとなります。

したがって、令和二年四月十四日、市内一般廃棄物処理業者に、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策が適切に実施されるよう詳しく説明し感染予防に努めるよう依頼しました。

業者の方に感染者が出た場合、状況により御家族全員が濃厚接触者となり、その区域の収集ができなくなります。その場合、収集できなくなった区域の事業者が、医療機関、保健所の判断により業務復帰ができるまでの間、ごみの収集につきましては、市の責務として市で業務を行います。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 先日ですけれども、やはり今無症状と言ったらおかしいですけれども、感染症にかかっておっても症状がないという感じで、じきにそれをごみに出してしまう、その後、PCR検査の結果、陽性であったという形の中で、既にごみを出してしまっているというような形のことがあるようでございます。そんなことで、一番ごみ収集担当者も大事ですけれども、やはり市民へのごみの出し方についての協力を求めることが一番大切であると思いますが、考えをお聞かせください。

○議長（吉田雅範） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

緊急事態宣言の発令により自宅で過ごす時間が多くなり、ごみの搬出、持込みが増えてまいりました。よって、本市では、人との接触を軽減するため、ごみの受入れを二箇所設置しました。

期間は五月七日から緊急事態宣言解除までの五月十五日までの間、時間は午前九時から午後四時までの平日。エコ・リレーセンターごじょう及び地元自治会御協力のもと、みどり園跡地にパッカー車を置きそれに直接搬入しました。持込みごみを二箇所に分けることで、人との接触を軽減でき、待ち時間の短縮につながりました。

上記の期間中、令和元年度では二百五十二トンの受け入れがあり、令和二年度では二百五十四トンの受け入れで二トンの増加となりました。

搬入台数については、みどり園跡地には百四十八台、エコ・リレーセンターごじょうへは六百十四台の搬入がありました。

そして、ごみの出し方については、エコ・リレーセンターごじょうに搬入を行うことにより、三密状態となる可能性があることから、急ぎでない粗大ごみやその他燃えないごみについて、五月七日から緊急事態宣言が解除されるまでの間、搬入をお控えいただくよう周知するとともに、指定ごみ袋でのごみの出し方についても、環境省から「新型コロナウイルスなどの感染症対策のためのご家庭でのごみの捨て方」のパンフレットが出ておりますので、ホームページ等に掲載させていただきました。

今後、広報五條や自治会への回覧を通じて市民の皆様へ周知を徹底してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 六番 窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） もう今答弁の中にもありましたけれども、やはり市民への協力、ごみ出しのための協力というのが一番大事なと思いますので、今の答弁にあったとおり、今後自治会への回覧を通じてごみの出し方に対する協力をお願いしていただきたいなと思います。ひとつよろしくお願いいたします。

次に、主任児童委員についてでございます。

まず、民生委員の中に主任児童委員がいるということが僕自身も初めて分かったわけでございますけれども、まず職務の内容について伺います。

○議長（吉田雅範） 平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕二） 六番 窪議員の御質問にお答え申し上げます。

主任児童委員の職務内容は、児童福祉法第十七条に規定されており、児童相談所や保健所、学校等の関係機関と地区担当児童委員との連絡調整及び地区担当児童委員の活動に対して必要な援助・協力をを行い、子供が安心して暮らせる活動を充実させていくこととされております。

なお、主任児童委員は、児童委員の中から児童福祉に関する理解と熱意を持ち、また専門的な知識・経験がある地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる方を選出することとなっております。本市においては、各地区に二名ずつ、九地区で十八人の主任児童委員が活動されています。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 六番 窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） はい。今の答弁にもありましたけれども、民生委員そして民生児童委員という言葉はよく我々も聞くわけでございますけれ

ども、主任児童委員というのは余り聞き慣れない、そういう言葉であったのですけれども、今の話の中では、主任児童委員は民生委員の職務が円滑に進むように関係機関との連絡調整を行ったり、そしてまた児童委員が活動するために援助や協力、それ以外にもちよつと調べてみますと、主任児童委員も個別支援を行うこともあるということが記載されておるわけでございますけれども、市において現在、主任児童委員が行っている個別支援についてお聞かせください。

○議長（吉田雅範）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

主任児童委員は、児童委員活動をより一層推進するために、妊産婦や児童に特化した支援活動を行っています。

未就学児とその保護者が集う子育て広場への参加や乳児家庭全戸訪問事業の訪問活動等を通じて、地域の中で子育てに悩む保護者や家庭を関係機関へつなぎ、育児負担の軽減を図る等の地域社会の見守り役として、また孤立した家庭に学校や地域住民と関わるきっかけを創出する等の要援護児童や家庭への援助活動等を実施しています。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）僕も初めて主任児童委員という方にはどんな方がおるのかなという形の中で、なっておられる方にちよつといろいろな話を伺いに行ったわけでございますけれども。私がなぜこのような質問をするか、こういうことを申し上げますと、今日本というのは本当に急速に人口構造や世帯構造が変化しております。そしてまた地域社会や家族の在り方、これも大きく今変貌しておるわけでございます。そして幼児や児童の相談事が発生したときに本当に身近に相談できる人がおらず一人で悩んでいる人が子育て世代には結構おります。保健福祉センターの方でも保健師さんがいろいろな形の中で相談を受けていただいておりますけれども、やはりちよつとそういう方々は、市役所というイメージの中で、いいことやったら相談に行きやすいんだけど、ちよつとこういうことは市役所には相談に行きにくい、そういうような形のこと聞いておる中で、特に新興住宅街では近所同士の付き合い、これがほとんど普段からなくて、同じ年代の子供を持つ親、これが二、三人で悩みを相談し合っているけれども知識がなくて結論が出ないんや、もつと身近なところで相談できる人はいないのかと、そういうような形のことを聞かれたわけでございます。

隣の橋本市では、いろいろなところに、特に女性トイレかもわかりませんが、橋本市女性電話相談というような形の中で、「こんなことだと思うまずは電話ください。女性相談員が対応します。秘密は厳守します。」そういうチラシが女性トイレのところにあるそうでございます。これは橋本市、そして橋本市男女共同参画推進条例、そういうようなところの関係から出てくるかと思えますけれども、「あなたの悩み話してみませんか。」こういうような形のことでございます。



その中において、五條市に主任児童委員、こういう存在が分かりまして、そういう存在の方、これは地域地域にありますし、そして普通の民生委員というよりかやはりほとんどの方が経験を持った主任児童委員ということをお聞きいたしました。そういう人たちの存在があるのだから、もつと子育て世代の人たちに知ってもらったらいんちがうかなと思ひ質問をさせていただいたわけでございます。今後、主任児童委員の存在を知ってもらうための担当課の考えというのをお聞かせ願ひます。

○議長（吉田雅範）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

昨年十二月に新たに委嘱された民生委員・児童委員及び主任児童委員の名簿を広報五條一月号に、また活動内容については、五月号に掲載をいたしました。

本年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止いたしましたでしたが、例年ですと各地区で五月の児童福祉週間にあわせて、活動強化週間として街頭啓発活動を行っております。

今後はホームページを始め、市内各所の子育て世代が利用する施設やイベント会場等において、活動内容を周知するためのチラシの配布や広報活動を実施し、積極的な情報発信に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田雅範）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）こういう形の中で啓蒙・啓発していただいておりますということが分かったわけでございますけれども、案外そういうことを知らないという方もおるわけでございます。

やはり何度も申し上げますけれども、悩みごとが皆さんたくさんあるわけでございます。家族や職場、御近所などの人間関係、そしてまた家事・育児・介護、こういうようなこと、そしてまた家族や友達にはちよつと話しづらい、何かもやもやしている、不安である、心配である、どこに相談すればいいのか分からない、こういうこともございますので、今後せつかくそういう学識経験者とかいろいろな経験を持った方がおりますので、活用していただくようお願いいたしたいと思ひますし、子育てに悩む、そして家庭のよき相談者となるように期待いたします。私の一般質問を終わります。

○議長（吉田雅範）以上で六番窪 佳秀議員の質問を終わります。

トイレ休憩及び答弁補助員の入替えのため十時四十五分まで休憩します。

午前十時三十七分休憩に入る

午前十時四十三分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

次に、八番福塚 実議員の質問を許します。八番福塚 実議員。

〔八番 福塚 実質問席へ〕

○八番（福塚 実）それでは議長の発言の許可をいただきましたので、八番福塚 実、一般質問をさせていただきます。

まず一番に教育環境の整備について。そして二番に五條市インターチェンジの活性化について。三番に共同墓地管理について質問させていただきます。

まず一番の、新型コロナウイルス感染症防止対策について質問させていただきます。何とか手探り状態で、小・中学校、保育所、幼稚園、高校が再開され、保護者、地域の皆様が安堵なされておられますが、まだまだ予断を許さない状況でございます。

学校内、教室内での新型コロナウイルス感染症防止対策は換気や消毒が重要になってきています。対策としてどのような取組をしているのかお答えください。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

議員お述べのとおり、新型コロナウイルス感染症防止対策といたしまして、教室の換気と消毒は非常に重要であると考えております。教室の換気につきましては、一時間に十分程度を目安に可能な限り二方向の窓を開けて行うこととしております。

なお、エアコンは室温に応じて換気を行いつつながら適切に使用することとしております。

また消毒につきましては、児童・生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒等が手を触れる箇所、ドアノブ、手すり、スイッチなどは、一日一回以上、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムを用いて消毒作業を行っております。あわせて手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底を指導してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）このように消毒等をやっておりますけれども、全国でも園児、小・中学生、高校生、大学生年代を問わず感染をしているのが現状でございます。特に最近では東京の方では若い方々、また北九州の小学校と中学校、特別支援学校で新型コロナウイルス感染症が確認されております。

WHOでは、次亜塩素酸については新型コロナウイルスに関して有効性が確認されていないとか、そのような話も聞かされております。このことからやはりきめ細かな対策を引き続きよろしくお願いいたします。

それでは次、（二）児童・生徒の授業体制について質問させていただきます。集団感染の共通点は、特に先ほど質問した内容と重複しますが、換気が悪い密閉空間、人が密集している、近距離での会話や発声が行われる場所が指摘されています。このようなことを踏まえて、教室内での座席の配置など、どのように行われているのかお答えください。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

児童・生徒の間隔を可能な限りメートル以上の距離をとり、座席配置をするように指導しております。

人数が少ない小規模の学校では、広く間隔をとったり、人数の多い学校では、教室と廊下を仕切っているパーティションを外して、オープンスペースを活用したりするなど、各学校の規模に応じて柔軟に対応しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）これから暑い季節が続きます。今はまだ小・中学校の子供は少なく、広い教室で、昔のことを思ったら密になることは少ないと思いますけれども、やはり学校によって生徒間の間隔等がなかなか難しい場所もありますので、部長がこの前説明していた牧野小学校ですかね、パーティションを開けて、またそれが不要でないところはそれぐらいのスペースを確保できるといふことでよろしいですか。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

先ほど申しましたように、人数が多い学校ではオープンスペースを使ったりしながら授業をしているところがございます。少ない学校につきましては、そのまま広く間隔をとって授業をしているところがございます。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 子供たちの感染を防止するためにも頑張ってください。

やはり親が心配していますし、子供も不安な状態で授業を受けるといえるのは、大変心苦しいところでございますので、よろしく願いしておきます。

続きまして、三番のリモート学習の有効性について質問させてもらいます。リモート学習についてどのように考え、取組をしていくのかお答えください。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

地域や学校によって格差が生まれないようにオンライン学習ができる環境整備に取り組むことは、今後本市においても喫緊の課題です。

本市では、国が進めるGIGAスクール構想を導入いたしました。県との共同調達により全ての子供たちに一人一台、端末が使用できるようにするとともに、高速大容量の校内LAN整備を進める予定であります。

また、本県では既に教育向け協働学習支援ツールや授業支援ソフトを使用するためのアカウントを、一括して教員及び児童・生徒に配布したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）このGIGAスクール、聞き慣れない言葉ですので、ちょっと説明させていただきます。

GIGAスクールとは、一人一台の学習用パソコンと高速ネットワーク環境を整備する計画で、その目的は、子供たち一人ひとりの個性に合わせた教育の実現にあり、さらに教職員の業務を支援する統合系公務支援システムの導入であり、教員の働き方改革につなげる目的もあります。

その中で、まず家庭のパソコン、タブレット、スマートフォン等の活用、児童・生徒が学校の端末を持ち帰って学習することについてお答えください。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

ICT環境を整え、教員や児童・生徒が授業で使っていくことで、動画配信などの一方向の学習を行ったり、双方向で朝の会や教材を配布したり、オンライン指導を行うことなどが可能になります。こうした学習は、災害時や感染症対応に伴う休業時に学校、家庭をつないだ学習を行う際に有効となります。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） ICT環境、これ本当に難しいのですけれども。

まず教育委員会で作成の家庭学習支援の実例をちよつと紹介しておきます。

今、このタブレットで子供の学び応援サイトにおける学習支援動画のワンストップの提示で、国全体の学習保障に必要な人物、人的物質的支援ということでございますけれども、家庭学習支援動画を約百十の教育委員会において学習動画を制作し、自治体の児童・生徒に提供しております。また約三十の教育委員会については子供の学び応援サイトを掲載予定のところもあります。例として群馬県・茨城県・水戸市・さいたま市・世田谷区・横浜市・長野県・大阪府・箕面市・泉南市等、また例によって茨城オンラインスタディ、小学一年生から中学三年生の教科書の学習動画四百五十本を掲載、また京都教育大学ユーチューブによつても小学生・中学生の学年に合わせた動画の配信、またNHKにおいても通常の子供向けの学習番組等も、またNHK for School、このような様々な形で動画を配信しているようでございます。

このようなことも踏まえて、五條市はこれからGIGAスクール構想に向けての取組について、この動画配信というのはそのような教材になるのですけれども、どのように考えているのか。どのような取組、これからまた子供にパソコン、またタブレット等を渡さなきゃいけないですけれども、そのような動画の選定っておりますやろ、どういう動画を見ていくのか、どういう教材がふさわしいのか、大変これから課題も多いと思うので、その辺のことについてもこれからしっかりと協議していかねばいけないのかなと思うのですけれども、その辺教育長どう考えますか。

○議長（吉田雅範） 堀内教育長。

○教育長（堀内伸起） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

今、議員お話しされましたように、今現在国内でいろいろ行われているパターンはたくさんあるのですけれども、五條市で考えていくのに二つの方向を考えております。その一つというのは、いわゆる単方向と言いまして、一方的に教材とかその辺を流していくという部分です。これにつきましては、文部科学省も含めて県からも流れていますし、また五條市の場合は、英語は小学五年生、六年生の分を四本流しました。また県の方では、中学校の教材を流したりしています。いわゆる単方向で受ける形を、受けられるようにするというのが一つ大きな目的であります。最終的には、双方向、つまり授業の形態で授業をする、いわゆるそれを使って授業するという形態を整えないと、このICT環境が整ったことにはならないというように考えています。

今おっしゃいましたGIGAスクール構想は、その二つ目をポイントにしながら、とりわけ双方向で進めるものです。例えば、先生が授業しているものを映して子供たちがそれに応えている、子供たちの問いに先生が指導している、その双方向の動きができるようにしないとICT環境というのは確実に整ったことにならないというように考えております。

以上、その二つの点からこれから五條市の教育を、ICT教育というのですが、その環境というのを整えてまいりたい、こういうように考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）GIGAスクール構想という、またICT教育、ほんとに横文字が出てきて何のことか分からないのですけれども。私も何のことを言っているのかなと、本当にちょっと分からないのですけれども。GIGAスクール構想というのは、全体的な小学生から大学生までの、また教員のサポートを全体的な形でやっていくということですね。

また先ほど部長の答弁にありましたICT環境、これ一体何のことかと、これも分からない。ICT環境というのは、インフォメーション&コミュニケーションテクノロジーという頭文字をとった言葉で、日本語の意味では情報通信技術ということらしいのですけれども。

ICT技術のメリットとして少し紹介させてもらいますけれども、まずこのメリットとは、今までの授業では実現できなかったことができる。ICT教育ではICT機器を使うので、例えばビデオ会議機能を使って海外の学校の生徒や教員の顔を見ながら英語でのやり取りを行うことができる。授業内容の幅が広がる。

また生徒のモチベーションが上がる。ICT教育で使用するITツールによって画像や動画を活用した分かりやすい授業を行うことができ、生徒の興味・関心を高め学習に対するモチベーションが高まり、また教員からの一方通行の授業ではなく、タブレットを使って主体的・協同的な授業ができることも生徒の学習に対するモチベーションが高められる。

また生徒も教員も楽しみながら、効率的な学習ができる。生徒にとってはタブレットを使えること自体が楽しいもので、そして生徒も教員もテキストによる文字情報だけでは伝えづらいことを画像や動画などによって視覚、聴覚に訴えかけて情報提供することができる。また楽しみながら効率的な学習を進めることができる。

また生徒が授業に積極的に参加しやすくなる。挙手をして発言しづらい生徒でもパソコンを使った共同編集などで積極的に参加しやすくなる。

教員が効率的に授業を行うことができる。パソコンやタブレットを使うことで、黒板に書いたりプリントを用意する時間などが削減できる。また教員の作業の時間短縮が図られる。教員にとっては紙でなく電子データを扱うことになるので、情報の活用が楽にできる。またインターネットを使うことで情報を素早く取り入れることができ、作業の時間短縮につながる。

教員間での情報共有も簡単にできる。電子データなので授業で利用した資料などの情報共有を教員間で簡単に共有することができる。

また、デメリットというのものもあるので、いろいろ話しておいて、家庭でいろいろ共同していくということもあるので

すけれども、本当にメリットが大きい部分もある、その中でデメリットとして、聞き取りの中で部長ともいろいろ話をしておって、運動会であったり学校行事というのは協同の部分でやはりコミュニケーションというのも大変な教育の場だと思っておりますけれども、その辺について、今後の取組についてその部分、お互い協同していく部分というのはどういうふうにしていきたいのか、ちょっと分かれば教えてほしいなど思っているのですけれども、どうですか。

○議長（吉田雅範）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

今ICT環境とかGIGAスクール構想とか大変難しい言葉が並んでいますけれども、授業の一番大事な軸は先生と子供たちが一つの教室の中で一緒に活動していく、そしてそのやりとりを通してながら指導の効果を上げるということになっていくということが一番大事だというふうに捉えています。そのことをしっかり軸にしなから、子供たちがより豊かな教育環境の中でいろいろな効果的な学習をしていくために、このICT環境が必要だと、こういうように受け止めているところです。

いろいろ長所をたくさん述べていただきましたので、そうした部分をやっぱり活かせるように、できるだけ早く環境も整えてまいります。その際、一つだけ問題になりますのは、それを使っていくのは教員集団であります。私たち教育委員会の側でありますので、これを円滑に使っていけるような体制も作っていかねばならない、こういった部分も課題としながら、これから取り組んでまいりたいというように考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）それではこのGIGAスクール構想の加速による学びの保障について、取組や必要性・重要性が明らかになりました。課題の一つにWiFi環境の整っていない家庭への対応をどうするのかお答えください。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

WiFi環境の整っていない家庭には、モバイルWiFiルーターを貸し出す予定をしております。通信料は個人負担ですが、要保護家庭には、国がオンライン学習通信費として一万円を援助する通知が出ております。また、準要保護家庭に対しても文部科学省で関係省庁に調整を行っておるところと聞いておるところでございます。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）これらのGIGAスクール構想とかICT教育ですか、これは令和二年六月五日に文部科学省「学びの保障」総合対策パッケージに記されておりです。教育部長らもよく御存じだと思っております。その中で、その趣旨が、まず基本的な考え、社会全体が長期間にわたり新型コロナウイルス感染症と共に生きていかなければならない状況。新型コロナウイルス感染症対策と子供たちが健やかな学びの保障の両立、感染症対策を講じつつ学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進め、最大限子供たちの健やかな学びを保障する。

まず、これが一つの基本的な考えですけれども、臨時休業中も学びを止めない。やむを得ず臨時休業を行わなければならない場合であっても、学校が課す家庭学習と教師によるきめ細やかな指導、状況把握により子供たちの学習の継続及び学校との関係の持続を徹底。

次に、速やかにできることから学校での学びを再開する。ゼロか百かで考えるのではなく、新型コロナウイルス感染症拡大のリスクを最小限にしつつ、人数・日時を限った分散登校の積極的な活用などにより、できるところから学校での学びを再開する。

次に三番、あらゆる手段を活用し、学びを取り戻す。感染防止に配慮しつつ、時間割編成の工夫、長期休業期間の見直し、土曜日の活用、学校行事の重点化などのあらゆる手段を用いて、協働的な学び合いを実現しつつ学習の遅れを取り戻す。

柔軟な対応の備えにより、学校ならではの学びを最大限確保。特例的措置も活用した教育課程の見直しやICT環境整備などを含め、柔軟な対応が可能となるための準備を進め、一旦終息しても再度感染者が急激に増加するような場合であっても学校ならではの学びを最大限確保という、急にこのような新型コロナウイルス感染症が広まって学校が休みとなった、これを休ませるのではなく、それを最大限知恵を絞って分散型登校、先ほど言われているようにICT環境を整えることによって各家庭で勉強したり、そしてまたWiFi環境等が悪い場合は各地域の公民館に子供を分散型に集めていただいて、そこで授業、ICT、インターネット、双方向のインターネットで授業をすとか、こういうような形で取り組んでいくのが一番子供たちの学習を取り戻すのにいいのかなと思っております。

今大学生におきましては、インターネットで双方向の授業をやっております。私の家庭でも、子供が大学の授業をパソコンを使ってやっております。そのパソコンの、うちの家庭はWiFi環境が悪いのでモバイルの大きなものを家に置いてインターネット通信をやっているのですけれども。それも置き型等も準備しなければいけないし、またそのWiFi、ルーターというのですけれども、モバイルという携帯型のWiFi通信機器等も、メーカーによってパソコンでもそうですけれども、読み込み速度が遅かったり、容量であったり、そういうふうなものでもない、そして各メーカーによってパソコンでもそうですけれども、読み込み速度が遅かったり、容量であったり、そういうふうなものもいろいろ調べなければいけないのですけれども。本当に教育委員会において、文部科学省からGIGAスクール構想と出ているのですけれども、これを進める中で、さあやれといってもすぐできるものではない、またそのパソコンを家庭で使ってもらうのに県からさっき言っていたアカウントですか、それをもらっていると、アカウントをつなげば家庭とアカウントと、よそに飛ぶことは余りないらしいのですけれども、



そういうようなものを進めなければいけない。その辺についてやはり教師もパソコンにたけた、また専門的な方も少し呼ばなければならぬのかなど思っているのですけれども。うちはつなぐときにはこういうふうな手順でパソコンに打ち込んでいったらここにつながりますよという紙に書いた手順をもらいまして、それでつないでいったのですけれども、そういう手配も今後教育委員会で検討していかなければならぬのかなど思っているのですけれども、その辺どうですか。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 八幡塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

確かにタブレットなりを導入いたしましたとしても、すぐに子供たちが使えるようになるとは思っておりません。教師も勉強が必要ですし、教師が勉強をしてそれを子供たちに使い方を教えていくというような期間も必要だと思えます。

また専門的なICT支援員に教授をもらうということも必要になってくると思えますので、このあたりも計画的に考えながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。（「八幡」の声あり）

○議長（吉田雅範） 八幡塚 実議員。

○八幡（福塚 実） また先ほどの内容になりますけれども、小学六年生、中学三年生の一学期までの学習内容の振り返りのための教材を作成、最終学年であり学習内容の確実な定着が必要な小学六年生及び中学三年生を対象として国語、算数、数学、英語、一学期までの学習内容について学校での補修や復習での活用、生徒への自主学習の活用を想定していると、これ本当にICTを含めてこういう授業を今後五條市の子供たちにもしていかなければならないのかなど。中学生のお子さん、三年生を持たれている御父兄におきまして、高校三年生、大学生におきましても、長い冬休みから春休み、半年近く学校を休んで不安が募っております。

また新聞の統計によりますと、七割以上の生徒が将来について不安を抱いているという調査結果も出ております。そのような中で、やはり明確な指針を示すことによって、こういう形で授業を受けていくと、これからもし秋にかけて、夏場は少し暑いのであれですけども、秋にかけてまた新型コロナウイルス感染症が発生したときに、また慌てて学校を休んで、それから、さあパソコンや何やと言つてまわりをしておいたら、また長い休みに入ってしまうと。

そして各家庭におきまして、この授業の遅れというのは大変悩みの種でありまして、また子供も、将来私らどうしたらいいんやろと、大行ったら…、うちの子供に関しては大学に行くのか就職に行くのか迷っております。中学生におきまして、どこの高校に行こうとか、そういうふうな選択肢もこれから迫られる中で、これは速やかに対応を今後していかなければならない課題だと思っておりますけれども、めどとしてこの取組を早急に取り組む準備は今着々とできているのかどうかお答えください。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

タブレット等の調達につきましては、県との共同調達に参加して進めてまいりたいと考えております。県のスケジュールによりまして、十月くらいから段階的に納入が可能になるのではないかなというふうなことは聞いておるところでございます。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 本当にこれ、難しい課題がたくさん山積しておりますけれども、教育委員会も学校の先生も、生徒も、本当に頭が痛い、子供を抱える親も本当に悩ましいところでございますので、これが皆さん、また地域の協力もあればまた個別、またICT環境、インターネットの整備ができていないところで言えば、公民館であったりそういうところに人に来ていただいて分散型の、もし流行ればですよ、新型コロナウイルス感染症が流行った場合には、そういう形の授業もできたら速やかにいくのではないのかなと、例えば各地域の公民館に五人、十人と分散型でインターネットを開いて授業していただくとか、そういうような形になれば大変子供も、インターネット、タブレット、パソコン等で画面に自分らの同級生が映ることによって親近感もわかりますし、家庭で一人、黙々とパソコンに向かって授業をするのではなくて、画面の中に友達が映っていると、その中で会話をしながら授業ができると、これがまたこれからの新しい形の授業の取組の一つではないのかなと思っておりますので、よろしくお願いしておきます。

それでは次に、児童・生徒の熱中症対策についてです。これから暑い夏に向けて、教室内での新型コロナウイルス感染症対策、熱中症対策についてお答えください。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

昨年度より、教室にはエアコンが完備されております。新型コロナウイルス感染症対策として、窓を開けて換気をしながら適切にエアコンを使用することとしております。

また、こまめな水分補給や健康観察など、基本的な熱中症対策を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） これも先ほど窪議員が児童・生徒、児童の部分で聞いていただきました、私、児童と書いておりますけれども、窪議員と被りますので、小学生・中学生を対象にして質問させてもらっているのですけれども。

続きまして、この児童・生徒の登下校中のマスクの着用についてですけれども、夏場の汗などによりマスクの着用は呼吸困難などのリスクがあり危険だと専門家などの指摘があります。

児童・生徒の登下校中や体育、部活動でのマスク着用についてどのように指導していくのか、お答えください。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

国が示している「学校再開に向けた新しい生活様式」の中では、体育の授業や運動部活動のときには、マスクを着用しなくてもよいとされています。

児童・生徒の登下校についても、長い距離の歩行や坂道等では、熱中症予防の観点からマスクを着用しなくてもよいと指導しています。マスクをしない場合は、児童・生徒の間に十分な距離を保つように指導を行っています。

しかし、状況によっては三密が生じることを踏まえ、そのような状況では、マスクの着用や会話を控えることを指導しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） これから暑い夏が来まして汗をかいてマスクする、昨日もテレビでやっておりましたけれども、マスクをすると口の周りが四十度近くに上がると、それによって肺に吸う空気が冷えないことによって熱中症のリスク、またその他の感染症の持病をお持ちの方のリスクが高くなるということもやっておりますので、これからマスクの着用も徹底して親御さん、お子様等にも、マスクはこういうときははらいけれども、こういうときは外した方がいいよと、そういうような指導も徹底してよろしくお願いいたします。

それでは、次は五條市インターチェンジの活性化について質問させていただきます。

まず今後の見通しについて、少しお答えください。

○議長（吉田雅範） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

五條西インターチェンジ周辺の今後の見通しにつきまして、令和元年十二月定例会において御説明させていただいたとおり、奈良県との包括協定に基づき、防災力の強化やヒト・モノ・カネの流入などを目的として、五條西地区まちづくり基本構想の策定に取り組んでまいりました。

令和元年十一月には奈良県より、新たに道路整備の必要性を調査する路線として国道一六八号から五條西インターチェンジまでの釜窪町か

ら生子町を調査路線として決定したと公表がなされています。

本市といたしましたも、引き続き奈良県からこの調査路線に関する情報収集を進めていく所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）五條市には三つのインターチェンジがあつてね、五條北インターチェンジ、五條インターチェンジ、五條西インターチェンジ、五條市にはこの大きく発展させることができる、また可能性があるインターチェンジが三つもあるわけでございます。

また防災拠点や自衛隊駐屯地誘致などで五條西インターチェンジの活用が今後期待されるわけでございますけれども、その辺についても今後しっかりとまとめていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、（二）県指針の防災拠点について質問します。私も事前に県からの説明を秋本県議会議員とともに受け、地元自治会で説明をするとの報告を聞いていましたが、新型コロナウイルス感染症防止対策の一環でその自治会の会合等に行けなかつたのですけれども、時期的な詳細、その辺についてどのような報告事項だったのかお答えください。

○議長（吉田雅範）石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人）八番福塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

大規模広域防災拠点整備について、五月十日、阪合部十四地区自治会の自治会長への事前説明及び五月二十四日、阪合部山林自治会への事前説明を奈良県より行っていただきました。

内容につきましては、大規模広域防災拠点の整備、ⅠからⅢ期を進めるに当たり、地元への説明後、測量調査、用地測量調査を同時進行で行い、詳細設計、用地交渉へと段階的に行い、工事へと進めるスケジュールの説明。

また整備につきましては、ステップ一として、広域防災拠点、約五ヘクタールの平場の整備、ステップ二といたしまして、大規模広域防災拠点について防災施設と六〇〇メートル級滑走路の整備、ステップ三といたしまして、防災施設の充実と二、〇〇〇メートル級滑走路の整備を計画しています。

奈良県といたしましたは、段階的に整備する方向で、まずはステップ一、ステップ二を優先的に整備するということの概要説明をしていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）地元で本当に大きな事業になると思うのですけれども、これが前向きに進めば、

時期的な詳細は地元の連携や協力、理解が重要な事柄であるので、五條市が窓口となり防災拠点や自衛隊駐屯地誘致が紀伊半島の要になり、大きな役割を担う五條市になると考えていますので、引き続き県との連携をよろしくお願いしておきます。

また五條西インターチェンジだけではなく、五條北インターチェンジであったり、五條インターチェンジであったり、こういうふうな大きな防災拠点、また自衛隊駐屯地となればこの三つのインターチェンジが大きな役割を果たすと思いますので、今後県との連携、また国との連携をよろしくお願いしておきます。

次に、三番の共同墓地について質問させていただきます。

三月の予算審査特別委員会の総括の中でも質問させていただきましたが、(一)現状についてお答えください。

○議長(吉田雅範) 井上産業環境部長。

○産業環境部長(井上 昭) 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

共同墓地につきましては、平成十四年奈良県内吉野保健所作成の墓地等管理台帳によると、六十九箇所あり、基数につきましては把握している限りにおいて四千九百五十区画となっております。

以上、答弁とさせていただきます。(「八番」の声あり)

○議長(吉田雅範) 八番福塚 実議員。

○八番(福塚 実) 本当に大きな六十九箇所、また四千九百五十区画、管理するのも大変なものでございます。

続きまして、(二)の共同墓地のごみ処理について質問します。

これも三月の予算審査特別委員会の総括のときに質問させていただきましたのですけれども、住民や自治会等で管理している共同墓地ですが、近年墓地の管理でお参りができず、放置されている箇所が見受けられ、地区で管理されている方々がきれいに清掃していただいているのですが、高齢化が進む中、放置墓地などで雑草やごみの処分が苦慮している方々がおられます。車などで雑草やごみの運搬手段を持たれていない高齢者のためにも、集められたごみなどの回収が求められております。

共同墓地につきましては、公共性も高く早急に対策を講じてもらいたい。また地域住民や高齢者の方々の声に添えていただきたいと思いますのですが、その辺どうお考えなのかお答えください。

○議長(吉田雅範) 井上産業環境部長。

○産業環境部長(井上 昭) 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

共同墓地のごみ処理につきましては、墓地の管理者において管理をしていただくことが前提となりますが、ごみ処理経費についてはエコ・リレーセンターごじょうにおいて、減免申請をしていた場合、無料で受けさせていただいております。

今後さらに、管理者の方々の高齢化等により搬入が困難になると考えられます。よって、今後どうあるべきか課題を把握し、解決するための方策について、実情を把握し、要件を整理した上で指針を定め基準を作っていくたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）この共同墓地のごみですけれどもね、お年寄り、おじいちゃんおばあちゃん、これからまたお盆や秋のお彼岸になったらお墓参りをされると思うのですけれども、やはり車で来られてごみを持って帰られる方もおられるのですけれども、持って帰られない方も中にはおられます。

そしてまたお墓参りに来たときに、墓地の周辺の、自分のお墓もそうですし、隣や向かいの墓地が放置されていて草というより雑木になっていたりで、ノコギリを持って、草刈り機を持ってお参りされる方はなかなかないのですよ。またそういう重労働は夏場にできない。涼しいときに枝を切って、今度枝を切ったときに処分をする場所がないと、そして運搬手段もないと、そういうときに墓地の管理者に何らかの形でエコ・リレーセンターごじょうなりに連絡していただいて、そのごみを取りに来ていただくという形にすればそのごみの管理、お墓参りする人が大体掃除してくれるのですけれども、そういう小さな親切を無駄にしないためにも、ごみの収集というのは重要になってくると思います。

大きな話ですけれども、空き家でもそうですけれども、住む人、見回る人、管理する人がいなくなれば荒れていく一方で、この地域の墓地も管理が難しくなってくる、また墓地にお参りすること、余り若い方は行かないと思うのですけれども、お年寄りがほとんど先祖代々という形で自分の親であったり、兄弟であったり、そういうようなお参りをする、こういう人らのためにも電話一本入れればごみの収集をエコ・リレーセンターごじょうから発注していただいて、何日にごみを取りに行くよと、それまでに墓地の周りを掃除してくれておいたら、うちらで引き上げますよという形にしていたら、墓地の管理をしている方々の負担も楽になるのではないかなと。軽四に積んで、運んで、エコ・リレーセンターごじょうに持って行って、お墓参りに行って、そのごみを積んでエコ・リレーセンターごじょうに行って帰ってくる、それは本当に重労働になりますので、それも草刈りしたり木を刈ったりしてそんなものを集めて、本当に墓参りに行って一日で終わらないような状態になってしまいますので、その辺も今後課題として取り組んでいただきたいと思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（吉田雅範）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

議員、お述べのとおりそういった問題を解決するための方策につきまして、先ほど答弁させていただいたとおり、速やかに実情を把握いたしましたので、そういった把握した要件を整理しまして指針を定めて、基準を作ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 今六月ですけれども、八月のお盆やお彼岸までには何とか指針を示していただいて、そして広報などで地域の方々にごうい  
うことをしていただけるよという形でしていただいたら、本当に有り難いことなので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、福塚 実の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田雅範） 以上で八番福塚 実議員の質問を終わります。

昼食及び答弁補助員の入替えのため、午後一時まで休憩します。

午前十一時二十八分休憩に入る

午後零時五十八分再開

○議長（吉田雅範） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

次に、九番山口耕司議員の質問を許します。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司質問席へ〕

○九番（山口耕司） それでは九番公明党山口耕司の一般質問を通告のとおりさせていただきますので、また限られた時間でございますので、ど  
うかよろしくお願い申し上げます。

まず、一、コロナ禍を乗り越える施策についてでございます。

今回、この禍ということで、予期していなかった災難や不幸、災いなどの意味でございますので、禍とさせていただきます。禍とさせていただきます。  
太田五條市長におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力をいただき、心より感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大も現在収束状態である中ではありますが、今後第二次感染、第三次感染も懸念される中、また経済的に大変な  
中、多くの市民の方が乗り越えようと頑張っておられます。

そのような中、今回の一般質問は、新型コロナウイルス感染症防止対策で少しでも市民の方々にお役に立つ内容と感染防止等を議論してま

いりたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

(二) 地方創生臨時交付金についてでございます。ア、といたしまして、五條市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金についてでございます。五條市の取組は、市ホームページに記載しておりますとおり、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を受け、奈良県からの休業、または営業時間の短縮についての協力要請に御協力いただいた市内の事業者に対し、五條市独自の支援制度として、五條市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の給付を実施いたしますということと、対象要件といたしまして、奈良県から施設の使用制限の要請を受け、施設の使用制限の要請を受けた市内の中小企業及び個人事業主が対象となるということです。

給付内容といたしまして、中小企業に十万円、県からは二十万円給付という、また個人事業主に対して市から五万円で県からは十万円の給付ということでございます。

この予算の金額、取組の現状と対象者についてお尋ねいたします。

○議長（吉田雅範）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

全国都道府県に発令された緊急事態措置等により、奈良県から施設の利用制限の要請を受けて、施設の休止や営業時間の短縮に協力した県内事業者に対し、奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金として、一事業者当たり個人事業主には十万円、中小企業は二十万円が支給されます。

その協力金に、五條市が独自に、個人事業主に五万円、中小企業に十万円を上乗せする「五條市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を創設し、去る、五月十九日の第三回臨時会におきまして、補正予算の議決をいただき、五月二十二日から申請の受付を開始いたしました。

本日六月八日現在、五件の申請を受けております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）今のところ五件というところで、市内の対象となる事業者数、そしてまた先ほど第三回臨時会で決まりました予算額というのを教えていただけますか。

○議長（吉田雅範）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。



個人事業主、四百五十五件に五万円、二千二百七十五万円になります。中小企業、百五十二件に十万円、一千五百二十万円、合計で六百七十七件、合計で金額が三千七百九十五万円になります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）この方々は今のところ五件というお話を聞かせていただきましたけれども、全ての方が申請されないとと思うんですよ、予算額全てされないと思うのですけれども、残った予算はどのように使われるのか。この予算というのは全て国が主権だと思っておりますけれども、残った予算はどのように使われるのか教えてくださいいただけますか。

○議長（吉田雅範）南理事。

○理事（南 則行）九番山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策の予算につきましては、もし、今説明させていただきました感染症拡大防止協力金の執行額が少なかった場合には、ほかにも給食費の減免等の対策がございますので、そちらの方で一般財源を充てる予定にさせていただきます。そちらの方への充当等、いただいた交付金は全て使う予定で計画をさせていただきます。以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）先般の第三回臨時会の予算枠の中で全て使い切るということでございますね。

全て一般財源に補充していくと、それで全て使い切るんだと思います。しっかりと使い切っていたら、ただ協力金に関しまして、対象とならない業者がたくさんおられます。

休業要請の対象というのは、多く人が集まる運動遊戯施設とか劇場、また集会展示施設、博物館、ホテル、旅館、また大学とか学習塾、そして飲食店ではお酒の提供が午後七時までというところで協力した個人事業主、また中小企業になっておると思うのですけれども、大変その中でもまだ出していない方がおられると思うのですけれども、県の認定を受けなくてもいただくというのはできないと思うのですよ。その中で、昨日、おととい、六日付の新聞報道によりますと、奈良県の協力金が「その他の法人」も追加対象となったという記事が掲載されてございました。その他の法人とは、特定非営利活動法人であったり、社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、農業法人等の各種法人をいうというのが新聞に掲載されておったわけですが、その辺の対応は五條市として今後やっていくのかどうか教えてくださいいただけますか。

○議長（吉田雅範）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市といたしましたは、奈良県が認定をいたしましたら五條市がそれに引き続いて認定させていただいております。

五條市の申請書には奈良県の拡大防止協力金の交付決定書の写しを出していただければ交付させていただきますので、私も土曜日の奈良新聞を読ませてもらいまして、拡大というのが書いてありましたので、そのように解釈させてもらっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）受付期間も若干延びたように思いますので、その辺も御配慮いただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

次にイ、定額給付金についてでございます。十万円の特別定額給付金について、市ホームページでは「特別定額給付金」の給付を順次開始しております。郵送（申請書を返信する）またはマイナポータル（国のオンラインサービス）で申請してください。申請書は五月二十五日曜日に市役所から世帯主宛に郵送で発送しました。記載内容等に誤りがあると給付が遅れますので、記載内容・添付書類を十分に確認してから返送してください。

また、申請書等の確認が終わり次第、六月中旬から順次給付金を振り込みます。」とございます。申請の現状についてお尋ねします。

○議長（吉田雅範）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。  
令和二年六月六日現在の申請状況でございます。

本市における対象世帯数一万三千六百十六件に対しまして、オンライン申請済件数は二百十九件、書面による申請済件数は一万二千五百二十三件、合計で一万二千七百四十二件となっております。回収率は九三・六パーセントでございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）一日でも大分変わるもんですね。大変市民の方が十万円に期待を掛けておられるというのがよく分かるのですけれども、九三・六パーセントの方が既に受付済みになっておるといところでございますけれども、一人でも多くの人に行き渡るためにどのような取組を行っているのか教えてください。

○議長（吉田雅範）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

定額給付金をより多くの方にお届けをするためには、事情により住民票と違う住所に居住しておられることなどにより申請書が届かない方あるいは自身での申請が困難な方、DV等により自宅から避難を余儀なくされている方などへの対応、こういったことが課題となるというふうに認識をしております。

それぞれの対応については、総務省から方針等が示されておりまして、届かない場合は送付先変更の手続、自身での申請が困難な場合は代理による申請、そしてDV被害者に対しては総務省の通達に基づき申出をいただいた被害者に対しましては、世帯から切り離して給付するなどの対応をすることとなるところでございます。

いずれにいたしましても、個別に事情を把握し対応する必要がありますので、お困りをいただいている方につきましては、できるだけ早期に本市の定額給付金推進室、これは企画政策課所管でございますけれども、こちらの方に御相談をいただきたいと思います。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）給付対象は基準日が四月二十七日ということでございます。やはり住民基本台帳に記録されている者となっております。

六月六日の公明新聞の記事ですけれども、給付金案内チラシに音声コード、いわゆるユニボイスを使った説明書、印刷されたものが、その記事が紹介されてございましたけれども、大変これは素晴らしい取組やと思います。このユニボイスと申しますのは、携帯電話、スマホ等のアプリが必要ですけれども、そのユニボイスというアプリを入手してQRコードのような形をしてございまして、それをカメラで読み込むという、それを読み込めばその説明文が音声で案内される。しかも英語・日本語、日本語は当然のことながら日本語とか英語とか中国語、何箇国語かちよっと今忘れましたけれども、それに対応できるものです。それを日ごろ年配の方、年配の方は余りスマホは持っていらっしゃらないかもしれませんが、そばにおる人がこんなやでということ、再度何回もそれを繰り返して聞けるといふもの、また外国人の方、日本語に慣れない環境でおる中でそういう通知が来てもなかなか理解しにくい、だからこういったユニボイスを使ってチラシを読み込めばよく分かると思うのですけれども。ちょうどいい機会でございますので、こういった取組も今後考えていただきたいと思っておりますので、提案だけに留めておきますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

次に、（二）令和二年度第二次補正予算についてでございます。ア、といたしまして、相談の窓口と支援の周知についてでございます。

まずホームページについてお尋ねしたいと思えます。平成三十一年一月より刷新となりましたホームページですが、新型コロナウイルス感染症に係る情報が短い期間で数多く発信されるようになりました。そうした中、市民の方よりお問合わせをいただく中、リンクをシェアできる機能があれば簡単に情報をお知らせできるのではないかと思います。

またホームページに五條市内のテイクアウトのできる飲食店を御紹介しますと、六月四日に更新されてございます。このような取組を多く

の方にSNS、いわゆるフェイスブック、ライン、ツイッターなどで発信してシェアしていただければ、より効果的な情報発信になると考えますが、市の見解を求めます。

○議長（吉田雅範）松本総務部長。

○総務部長（松本成人）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市のホームページのコンテンツをシェアできるようにするためのSNSとの連携機能でございますが、現在のホームページシステムには、複数のSNSへの連携ボタンを表示する機能がございまして、パソコンからはフェイスブック及びツイッター、スマートフォンからはそれらの二つに加えラインとの連携が可能で、その連携ボタンを設定したページをシェアできるものとなっております。

現在、一部のページでこのボタンを表示しているところがございますが、支援に関する情報を始め、大切な情報などをより広く市民の皆様を知っていただくため、この機能を有効かつ最大限活用すべく、関係部署とともに庁内に周知し、運用を進めてまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）市の情報発信ということで、フェイスブック等にも市の情報発信はしていただいております。また「市長の部屋」とかいふフェイスブックも発信していただいておりますけれども、確実な情報は市のホームページでございますので、この一部のページでこのボタンを表示しているところがあるという御説明をいただきましたけれども、どこか分からないのですけれども、どの場所か教えていただけますか。

○議長（吉田雅範）松本総務部長。

○総務部長（松本成人）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

この一部と申しますのは、私がよく把握しておりますのは、特別定額給付金のページでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）はい、私も確認させていただきます。

これがあると大変助かるのです。県のホームページでも一緒ですけれども、県のホームページもシェア機能が付いていないんですよ。それをわざわざ持続化給付金の部分に関して印刷してこういうのがありますという案内はさせていただくのですけれども、やっぱりこういうシェアする機能があればより一層市民の皆様方が使いやすくなると思います。機能を発揮できるような情報発信をしていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

続いて同じくアの相談の窓口と支援の周知についてでございます。新型コロナウイルス感染症防止のため困り事が増え悩んでいらっしゃる方が多くなっていると聞いております。本市の相談体制の現状についてお尋ねいたします。

○議長（吉田雅範）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

障害者や高齢者、ひとり親家庭等からの生活相談や自立支援等を各課で受け、関係機関と連携を取り対応しているところです。生活相談の中で、DVや児童虐待につながるものがあれば、五條市児童虐待及び配偶者等暴力防止ネットワーク事務局の保健福祉センターに、また生活困窮等の相談があれば社会福祉課につなぐなど対応しているところです。

新型コロナウイルス感染症の影響が出始めた令和二年四月前後の相談件数についてでございますが、生活困窮者自立支援相談件数は、二月三件、三月二件、四月五件、五月九件ありました。

また介護や高齢者虐待に関する相談件数は、二月が七十五件、三月が八十九件、四月が五十九件、五月が七十四件ありました。

またDVや虐待につながる相談件数は、二月に七件、三月に二十一件、四月に七件、五月に十二件ありました。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）増えておるのか減っておるのかちょっと理解しがたいところがございますけれども。

国の二次補正のメニューにSNS等を活用した相談の窓口の開設費用がありますが、その辺をちょっと教えていただけますか。

○議長（吉田雅範）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、福祉の総合相談窓口設置に向けて検討準備を進めているところであり、SNS等の活用も含め各種相談支援体制の構築、強化を図るため、国の二次補正予算などを活用し、今後他市町村の事例も参考にしながら研究してまいります。

また六月二日より、ホームページに内閣府による「新型コロナウイルス感染症拡大に伴うDV相談窓口の拡充について」を掲載し、メール・チャット相談などができる「DV相談プラス」を紹介しており、関係部署との連携も進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）いわゆる国の相談窓口はあるけれども、五條市の相談窓口、SNSを使った窓口はないということでございます。ですので、この国の補正予算をしっかりと精査していただいて、市としてさらに相談の窓口を広げていただくようお願いを申し上げます。

続きまして、(二) 令和二年度第二次補正予算についてでございます。イ、といたしまして、ひとり親支援についてでございます。この感染症対策としてひとり親への支援はあるのかどうか教えてください。

○議長(吉田雅範) 平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長(平田耕一) 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

令和二年五月二十七日に、国の第二次補正予算事業に低所得のひとり親世帯への支援として、ひとり親世帯への臨時特別給付金事業が閣議決定されました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うことを目的としたもので、国庫負担率は、十分の十となっております。

ひとり親世帯臨時特別給付金は、二種類の給付となっております。一つが令和二年六月の児童扶養手当受給者に対し、一世帯五万円、第二子以降は一人につき三万円が加算された額を、八月末までに児童扶養手当受給口座に振り込むことにより給付するもので、申請は不要となっております。

もう一つが、家計急変により収入が大きく減少したひとり親世帯に対し五万円を給付するもので、八月の児童扶養手当の現況確認のときに収入が大きく減少しているとの申請を受けた上で審査し、支給決定するもので、九月以降に支給となります。

収入減少の確認方法等の詳細については未定でございます。

事業の詳細が決まり次第、対象者に周知し、速やかに支給できるよう対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。(「九番」の声あり)

○議長(吉田雅範) 九番山口耕司議員。

○九番(山口耕司) 申請が必要なもの、また必要でないものがあるということでございます。いずれにいたしましても、周知が必要かと思えますので、その辺はしっかりと事業内容が決定いたしましたら周知の方、しっかりととっていただきたいと思えますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、ウといたしまして、コロナ禍を踏まえた防災・減災対策についてでございます。内閣府政策統括官(防災担当)付参事官より、避難所における新型コロナウイルス感染症へのさらなる対応についての通達が来ていると思えます。その中には可能な限り多くの避難所の開設であったり、自宅療養者等の避難の検討であったり、避難者の健康状態の確認、また避難所の衛生環境の確保、発熱、咳等の症状が出た者のための専用スペースの確保、そして避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合等の通達が来ているかと思えます。

この新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた危機管理としての五條市の対応を、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田雅範）石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人）九番山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

今議員お述べの通達については、重々承知しておるところでございます。またその分につきましては、マニュアル等々を今作っております。その通達に基づいた、基本的には避難所の過密状態の防止でありますとか、また衛生管理、健康管理の徹底でありますとか、また避難所スペースでありますとか、新たな避難所の状況、確保でありますとか、また避難者自身の感染予防、感染拡大措置の理解とか協力、そういうふうなところでございますとか、また感染が疑われる避難者への適切な対応等をポイントにおきながらマニュアル等を今作っておりますところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）朝からの一般質問で窪議員の避難所の運営の体制については質問ございましたので、これは重複してございますので、今質問は控えたいと思います。

ただ備蓄品につきましてはアルコールとか消毒液、また段ボールのパーティションなど準備しておってくれていることだと思います、この備蓄量が確定すれば、また教えていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

そしてこの新型コロナウイルス感染症に対応した地方創生臨時交付金の活用がこの防災にも充てられてございますけれども、その辺の五條市の計画は順次されておると思うのです、その対象商品につきましては。

一つ提案でございます。昨年十月三日に青海展示棟、いわゆる東京ビッグサイトにて「危機管理産業展二〇一九」を、私視察させていただきました。その中で、避難所で欠かすことのできない入浴施設というのがあるのですけれども、カタログの中には「水循環の技術により水を高い効率でろ過し、繰り返し巡回させることでシャワー五〇リットル当たりの排水を一リットル以下に抑えるため、一〇〇リットルの水で百回のシャワー入浴を実現します。配管工事は不要で電源さえ確保できれば短時間で設置して快適な水をお使いいただけるため、災害時を始めとして活用が期待されております。」ということなんです。いわゆる展示場でこの商品の説明と、そしてまたどこで利用したかという案内もございました。ちょうど倉敷の方と千葉の方で災害が起こったときに、これを持って行って大変喜ばれたという話も聞いてございます。特に自衛隊が入浴施設等を持って来ていただけるわけでございますけれども、なかなかすぐに可動はしないと思います。こういった品物が倉庫にあればすぐに使えるという大変優れたものでございますし、排水のことも余り考えなくてもいいし、少量の水でできるというものでございますけれども、そういったことの導入について見解を求めたいと思います。

○議長（吉田雅範）石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人）九番山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のA Iの循環システム、フィルター付きの循環システムのシャワー導入の件であろうかと思えます。それにつきましても、私自身もいろいろ研究させていただきまして、非常に有効な分であろうかというふうには考えてございます。またこの分につきましては、第一次の臨時交付金の対象にしておられるようなところの市町村もございまして、そういうようなところも研究しながら、またこれにつきましては非常に有益な分であろうと考えてございますので、こういうようなところを鑑みながら交付金等々の分について研究していきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）はい。どうかよろしく御検討していただきますようお願い申し上げます。

もう一つ、提案でございますけれども、総合体育館シダーアリーナが避難所になってございますし、発電設備等もできましたので、それとあわせてあそこに冷水機がないんですよ。市役所の入り口には夏場冷水機があつて自由に水が飲めるものがございます。あの体育館に冷水機がまだ備わっていない状態でございます。そういった避難時にも有効な活用ができるのではないかなと思えますし、特にウォータークーラーでございますけれども、今バリアフリーに適したウォータークーラーもございます。車椅子のままそこに近づいて水を飲むこともできますし、またペットボトル等にも入れることが可能となるようなウォータークーラーもございまして、この辺もしっかりと御検討いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次にエ、でございます。地方創生臨時交付金についてでございます。五月二十七日政府は新型コロナウイルス感染症への対策に向けた第二次補正予算案を過去最大の追加歳出となる三十一兆円で閣議決定いたしました。地方創生臨時交付金二兆円の追加が計上され、その中で政府は地方創生臨時交付金の使途として「新しい生活様式」等への対応が示されました。また、奈良県も市町村と連携した地域の実情に沿った社会活動正常化、また経済活動活性化を強力に推進する施策が打ち出されております。

五條市の新しい生活様式等への対応施策についてお尋ねいたします。

○議長（吉田雅範）南理事。

○理事（南 則行）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策につきましては四月二十日に閣議決定され、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」一兆円を含む令和二年度第一次補正予算は四月三十日に成立いたしました。翌五月一日には本市に対する交付限度額として一億六千六十万円が示されたことを受け、四月二十日閣議決定の前より市長からの指示を受け課題の抽出・手法等の検討を行ってまいりました各担当の



対策案を直ちに取りまとめ、この交付金を財源とした本市独自の新型コロナウイルス感染症対策経費に係る補正予算を計上いたしました。

次に、国の令和二年第二補正予算案では、議員お述べのとおり新型コロナウイルス感染症対策関係経費として、三十一兆八千七百一十億円が計上され、その中には地方創生臨時交付金の拡充分二兆円が含まれており、その使途として「新しい生活様式」等への対応が示されたところでございます。

「新しい生活様式」の具体的な実践例といたしましては、人との間隔をあける、症状がなくてもマスクを着用する、三密を回避するなど挙げられ、働き方の面では、テレワークやオンライン会議の実施などが推奨されております。

本市でも既に、本庁と西吉野支所、大塔支所をオンラインで結んだ会議システムを導入し、実施しております。

現時点では、本市における交付金額や詳細な内容はまだ示されておりませんが、市長からの指示により、既に各担当部局において、本市における課題の抽出、対応策の検討を行っているところであります。

今後とも、先ほど議員お述べのとおり県の対策の方も注視しながら、交付金を有効に活用し、「新しい生活様式」に対応する取組を速やかに実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）市民に密着したものを提案していただきたいと思っております。

ちよっと市長にお尋ねしたいと思います。

今、中小企業、そして個人事業者、またフリーランスの方々などに持続化給付金というのが個人事業主であれば百万円の支給、中小企業であれば二百万円の支給、ただこの方は五〇パーセントの収入が減ったということであれば申請可能ということで手続されておりますし、私も何人かそういった方を紹介させていただいて手続の方法を案内させていただいた経緯もございます。また高田の方にもこういった相談の窓口が開設されておりました、そこに申請をしに行く窓口でやっていただけたらいいのか、またなかなか、この申請がまだ手元にきていないというのが現状ですけれども、そういった方々に、より重厚な手当てをしていただけたらいいのか、またなかなか、この申請がまだ手元にきていないというのが現状でございます。一刻も早く生活資金、また事業の運転資金が必要になるかと思うのですけれども、この五條市の経済の支えとなるような交付が必要と思うのですけれども、またその辺、市長に見解を求めたいと思っております。

○議長（吉田雅範）太田市長。

○市長（太田好紀）九番山口議員の質問にお答えを申し上げます。

先ほど理事からお話がありましたけれども、中小企業、零細企業などの企業が、今全国的に、また奈良県や五條市においても、大変苦し

んでいるという状況であろうかと思えます。今回、この国の施策についてのやり方というのは、私たちも一部分、市の独自の考え方というの必要であろうかなというような、いろんな検討をしたわけでありませうけれども、やり方というのが大変複雑であるし、どのような形の中の理解を求めるか、例えて言えば、その五〇パーセントの枠については昨年度の売上高から減っているという、これがどれだけの証明ができるかというので、全国的にも大変問題視されてきている現状があります。そんな形の中の一次補正分、また二次が当然きまされけれども、そんな形の中においてより理解を得られるようなお金の捻出をしなくてはならない、そのためには内容をきちんと理解してもらって、こういう状況であればお金は出せませうけれども、こういう状態であればだめだということの枠は決まっているのですけれども、なかなかそれが理解をしていただけない方もたくさんおられるというのを聞いております。

そんな形の中で、よりこれからその対策も講じて、今は新型コロナウイルス感染症対策でやっていますが、これからは経済がどうまた元通りに戻っていくか、元通りにするための経済対策として二次補正が現在出ておりますけれども、それを有効な形の中に使うことが私たちの役目であり、それと理解してもらおうためにもいかにスムーズなお金の支出ができるような対策をこれから講じていかなくてはならない、そのためには、全庁を挙げてその対策を講じて、そしてより理解のあるようなお金の使い方をしてまいりたい、そういうふうを考えております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）市民の方はよく他市と比較されます。「あそこの市はこんなんやっているのに、五條市ないんけ。」ということを私もよく言われるのですけれども、いや違いますよと、五條市は子供に対して今手厚い手立てをやっておりますよということ、給食費の無償化であったり水道基本料金を安くしておりますよということをしっかりと覚えていただいております。その辺のアピールの仕方もまだ五條市は足らないのではないかなという感じもするのでありますが、そういった今度の経済対策を含めて、しっかりと市長にお願いしたいと思うのですけれども、その辺いかがでございますでしょうか。

○議長（吉田雅範）太田市長。

○市長（太田好紀）再度山口議員の質問にお答えを申し上げたいと思えます。

確かに一次補正のときにおいて、五條市は遅いというような御指摘も聞きました。全くそういう私たちの思いというのか、そういうことを言われると大変私は憤り感じております。この一次補正、閣議決定してから職員担当部局に一生懸命に今後どうしていくかということの協議の指示を出しました。そんな形の中で、対策はどのようなのが一番市民のためかということ、閣議決定が終わった後、これが国会を通過した時点においてこれを執行するわけですが、その執行に当たっても、特に給付金十万円についても昼夜を問わず、そして土日を返上して早く出すかということがよく言われました。オンラインで出す部分、うちで言ったら百七十数件ありましたけれど

も、その後のものは書類を出して戻ってきてそこから振り込むということですが、職員の方々が本当に土日休まず、南都銀行との連携を取りながら、振込を早くできるように現在も休みなしでやっていたら大変有り難いなど、そういう苦労を市民の方々が分かっていたらいいなという思いも実際あります。たまたま市民の方々の皆さんというのは分かりませんが、でももし議員の方々がそういうことを言われたら、一生懸命に職員も、いち早くお金を給付できるようにやっていますよということを申し上げていただけたら大変有り難いかなというふうに思います。

この一次補正においても、私たちにとっても大変重要なことであり、市民の方々も大いに期待をしている部分もありますので、できるだけ早く対応していくことが私たちの基本原則でやっています。今後の二次補正においても、もう指示を出しています。閣議決定をしてもまだ国会は予算が通っておりません。一次補正のときもそうですけれども、閣議決定がされればもうすぐにお金が入ってくるというような誤解をされる。閣議決定されて、私たちは当然準備はしております。準備をしておりますけれども、予算を執行するのは予算の財源がなければできないということ、確実に予算が入って執行する、暫定的なこともあるかなと思いますけれども、予算がきて初めてそれを執行する、その中において専決処分をする場合もあります。うちの場合は議会の議決を得る。あの当時、一次補正は三十億円相当のお金ですから専決するものではないということで、議会にも議決してもらおうというのが当然であろうという形で進めてきたわけでありましたけれども、それを踏まえて、今度二次補正も早々の形の中で、今あるあらかたの部分は言われていますけれども、詳細に関してはまだまだ分からない部分がありますので、現在の準備で、きた時点で早々に対応ができるような対策をこれから講じてまいりたい、そういうふうに考えております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）また当然のことながら臨時会が必要になってこようかと思っておりますので、その辺はしっかりと議長と打合せをしていただきましてより素早く対応していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、（三）市施設の利用についてでございます。まず管財課でございます。緊急事態宣言発令期間中の状況並びに解除後の状況についてお尋ねいたします。

○議長（吉田雅範）松本総務部長。

○総務部長（松本成人）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、管財課所管の五條市市民会館でございますが、新型コロナウイルス感染症への対応のため、県の対処方針等に基づきまして、四月二十四日から五月三十一日の間において臨時休館とし、感染症予防のための交代勤務など、柔軟な勤務体制を確保しながら施設の点検等維持管理業務を行ってまいりました。

緊急事態宣言が、奈良県では五月十四日に解除され、五月二十五日には全ての都道府県で解除されたことに伴い、密集・密接・密閉の三密を避ける行動のほか、マスクの着用、手洗いといった感染予防対策を講じた上で六月一日から利用を再開いたしました。

そのほか大塔地域公の施設、西吉野コミュニティセンター、市立老人憩いの家、観光関係施設など一般の市民等が利用される施設におきましても、五月末までの休館で、それぞれ個別の条件等に応じ対応・対策を講じておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）また今後の三密を避けた運用というのをどのようにお考えになつておりますか。

○議長（吉田雅範）松本総務部長。

○総務部長（松本成人）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

政府の緊急事態宣言は全面解除となり、施設の利用は再開いたしました。今後も感染症に関する状況や動向を注視しながら、三密を徹底して避ける行動のほか、マスクの着用、手洗いといった基本的な感染予防策を心掛けること、できるだけ利用者間の距離をあけること、発熱・風邪症状など体調不良の方は利用を自粛していただくこと、また、定期的な換気の励行など、十分な感染予防対策を講じ安全を確保しながら、利用者の皆様の立場に立った施設の運営に努めてまいることといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）教育委員会もほぼ同じような内容であろうかと思っておりますので、時間の都合上、割愛させていただきます。ありがとうございます。

そして一つお願いでございます。使用に当たってはそれぞれ各部署が連携して統一した形での運用をお願いしたいと、そしてまた特に市のイベント等で五條市手話サークルの方が前に立って活躍をしていただいております。この方々というのは手だけの動きだけではなく、口の動きも必要となつてくるそうでございます。そういった方々にマスクではなくフェイスガードの提供をお願いしたいと思います。まだ練習には入っていないようでございます。また七月になれば練習に入るかと思うのですけれども、フェイスガード一つ当たりの金額はしれてはございますけれども、どうかまたその辺も市の御協力をいただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

次に、市の施設の利用について、都市整備部も同じような答弁であろうかと思っております。その間中央公園等も閉鎖になつて、特にふわふわドームは三密で最も大変厳しいような状況下において使用できなくなつて、そしてまた飲食ですか、ちよつとしたものを販売するところも休止になつております。またその辺、三密を十分配慮した運営をお願いしたいと思います。

そうした中、私が地元の公園をあちこち視察させていただきました。そうした中におきまして、田園二丁目にございます公園の使い方ですけれども、あの公園はどういった公園なのか教えていただけますか。

○議長（吉田雅範） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お尋ねの公園は岡近隣公園という公園で、こちら都市公園法における近隣公園に分類されております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） いわゆる近隣公園というのは岡南近隣公園もございませうけれども、あそこのグラウンドと言いますかな、グラウンドも含めて近隣公園という取扱いでよろしいんでしょうかね。この近隣公園というのは、まさしくその名のとおりであって、周辺何メートルの人たちが使うためにその公園はあるというものですね。そこに対してその管理は一体どこになっておりますかな。

○議長（吉田雅範） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

こちら岡近隣公園につきましては、所管は五條市になっております。

こちらの草木の剪定につきましては、地元自治会の方に業務委託として発注しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範） この際、申し上げます。

山口耕司議員の一般質問の残り時間は約十分です。九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） はい。……近隣公園という取扱いは、剪定の管理は所管の公園緑地課でやっておることです。よろしいのですかな、うちの近所の岡南近隣公園も草刈り等は地元の自治会でさせていただいて、そして器具等の管理は公園緑地課がされておると思いますが、適正に管理されていますか。

○議長（吉田雅範） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

こちら各公園につきましては、定期的な草刈りの実施により、適切な管理をさせていただいておるところでございます。

議員お述べのグラウンドに関しても、利用者の協力の下、非常に適切な草木の状況になっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）あのね、適切に使われておりますかね、部長、適切やという言葉使われておる。今の現在の状況は適切でよかったですかね。二丁目の公園は東側と西側と両方から入れるわけですね、真ん中からも入れますけれども。西側からは駐車場に車を置いてずっと歩いて来る、東側の入り口は道路からすぐ階段を上ってグラウンドに入ると、そのグラウンドに入るところに看板が掛かっています、少年野球チームの看板が。入ったらどうですかと、また公園の中には少年野球チームの記念植樹があります。それで適切な管理と言えるのですか。

○議長（吉田雅範）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

私、先ほどの適切との発言に関しましては、あくまで草木の管理状態についてのみでございます。

議員お述べの看板を含めたものについては、現在調査をしているところでございますが、特にこの辺についての問題を感じているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）せっかく青少年育成のための活動をしておりますので、その辺きちんとした申請があれば許可が可能なのかどうか教えていただけますか。

○議長（吉田雅範）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

本公園におきましては、一般利用については許可の申請等は必要ございません。ただし固定物などによる公園の土地を利用する場合は、市長への占用許可の申請を要します。

本公園におきまして確認いたしましたところ、占用許可に関する書面は現在確認できておりません。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）せっかく先ほども申し上げましたように、青少年育成のための利用かと思うのです。ただその利用に当たっては都市公園法に定まったところの法律があるということでございます。一つの野球チームが占有するに当たって、例えば朝早くからほかの近隣の人たちがゲートボールなりグラウンドゴルフをしておれば、先に来た者に優先権があつて後が使えないというふうになるかと思うのですけれども、その辺の使用の在り方について再度検討していただかなくてはならないし、もう一度現場を見れば今どのような使い方をしているのかよく分

かと思うのですよ。またその辺しつかりと検討していただきたいと思います。

次の質問でございますけれども、GIGAスクール構想につきましては、先ほど福塚 実議員が大変長時間にわたって質問されましたのでその辺は重複するところもございます。

ただ、このGIGAスクール構想にしましては一刻も早く実施をしていただいて、そしてまた先生の負担のないような形で指導員を使っていくという形を取っていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げておきます。

最後に、今国会でも法整備が進められておりますインターネット上での誹謗中傷ですが、吉田雅範議長不信任案が可決になった件で、発信したことに對し弁護士は「談合事件に関わっているかのような書き方をしています。社会的評価を下げるような事実でないことを呼び掛ける内容をグループラインで配信し、その数は限られているが、不特定多数に広がっていく可能性ありますので、名誉棄損の対象となるでしょう。」との見解でございました。

このことに強く抗議を申し上げ、山口耕司の一般質問を終わります。

○議長（吉田雅範）以上で九番山口耕司議員の質問を終わります。

トイレ休憩並びに答弁補助員の入替えのため、二時五分まで休憩します。

午後一時五十六分休憩に入る

午後二時四分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確をお願いいたします。

一般質問を続けます。

次に、十一番藤富美恵子議員の質問を許します。十一番藤富美恵子議員。

〔十一番 藤富美恵子質問席へ〕

○十一番（藤富美恵子）議長から発言の許可をいただきましたので、通告いたしましたとおり一般質問をさせていただきます。

一、「市長の要求による監査の結果報告書、総合体育館における事務の執行について」について。

この質問は昨年の十二月定例会、そして今年の三月定例会に続き三度目でございます。三月二十四日に三月定例会が終わり、そして今日ま

での間に状況が大きく変わりました。

四月七日に現職の市議会議員と元職員が、官製談合防止法違反容疑で逮捕され、入札業者四人も談合容疑で、合わせて六人が逮捕されました。そして、その後、さらに五月十四日に、昨年三月に定年退職をした別の元職員とほかにも一人、合わせて二人が逮捕され、現職の市議会議員も再逮捕されました。

市長、元職員が二人も逮捕されたことについて、市長はどのような気持ちでられるのか、お尋ねします。

○議長（吉田雅範） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十一番藤富議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

これまで元職員二名が逮捕されたということで、大変私たちも憤りを感じておりますし、大変遺憾だと思っております。しかしながら真摯にこれを受け止めて、今後このようなことがないような形で行政を進めていかななくてはならない、そのためには職員一丸となってあらゆる入札制度の改革もやってきましたし、今後また起こり得ることに對しての対応もしっかりいろいろな形の中で、私たちはするべきことをし、市民の皆さんに御理解をいただけるような対策を講じていくのが私たちの役目であろうかなと思っております。そのためにも一つでも早くこの解決に向け、警察当局と協力し合い、そして早く終結して新たな五條市の門出ができるような体制を進めてまいりたいと考えております。

以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 次に、市長公室長は、「庁内で調整会議を立ち上げ、いろいろ協議をしている、市として一体これから何をしなければいけないかということで、主に三点ある。一点目は損害の回復、二点目は関係事務の改善、三点目は関係職員に対する厳正な対応、この三点を主な目標として精査に努めてまいります。」と言われました。

まず、一点目の損害の回復について、再度お尋ねいたします。

十二月定例会では答弁されませんでした。

先の三月定例会では、「今現在、警察当局の捜査が入っている状況であり、市としては、今後、柔道畳の敷き込みを委託した業者から聞き取りを行い、警察当局の捜査終了後、顧問弁護士とも相談の上、厳正に対応していきたいと考えております。」と、都市整備部長が答弁をされました。

都市整備部長、柔道畳の敷き込み料の二重払いについてですが、委託した業者、スポーツショップから聞き取りを行いましたか。

○議長（吉田雅範） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗） 十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。



現時点では、業者に対して市から聞き取り調査したい旨の打診をしているが、聞き取りまでは至っておりませんので、業者に対し、今後もし引き続き打診を行ってまいりたいと考えております。

また、警察当局の捜査中であることから、市といたしましても、捜査の行方を見ながら、顧問弁護士と相談の上、適正に対応していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）市長も、「徹底的にやっけていく。」と言っておられましたので、市が調査できることは市が積極的に調査していただきたいと思っております。

そのほかにも、合宿補助金の二重払い等、いろんな疑惑がございます。不当に支払われているのであれば、早く返していただかなくてはなりません。財政難の五條市でございます。

総合体育館、シダーアリーナの物品購入に係る指名競争入札では、これまで現職市議会議員、元職員二人、業者、合計八人が、官製談合防止法違反容疑等で逮捕、再逮捕され、起訴、追起訴されていますので、このことについては、司法で結果が出ると思っています。

これまで提案されてまいりました百条委員会の設置については、私はこれまで司法の結果を待つてからでよいということで賛成いたしました。

また、それに加え、当時、五條市にも新型コロナウイルス感染症の患者が出ており、市民の皆さんは、特に疾患を持っておられる高齢者の方は、目に見えない新型コロナウイルス感染症に対し、命の危険を感じ、マスクも消毒液も手に入らない中、毎日不安な日々を過ごしておられました。

そのような状況の中、最優先で取り組まなければならないのは、五條市民の命を守ること、新型コロナウイルスの感染を拡大させないことでございます。私は、時間もお金も新型コロナウイルス感染症対策に優先的に使って取り組んでいただきたいとの強い思いがございました。

しかし、現職市議会議員が再逮捕、また元職員がさらに一人逮捕されるなど、前代未聞の事態が起こった今は、時期尚早ではあるけれども、まずは設置をしておいてもいいのかなと考えているところでございます。

次の質問に移ります。

二点目の関係事務の改善についてお尋ねします。

このことについては、市長公室長は「予定価格の算出方法や、事前公表、入札期間の設定等について、関係法令や条例、規則、さらに事務執行マニュアル等について、職員個々の理解や課内のチェックが十分でなかったことが主な要因であったというふうにご検討している。今後は課

内会議や庁内の研修等を通じて、まずはこうした点を改善してまいりたいと考えている。」と言われておりました。

何をどう改善したのか。具体的にお答えください。

○議長（吉田雅範）松本総務部長。

○総務部長（松本成人）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

入札・契約に係る事務の改善でございますが、まず、法令や規則等に基づく、より適正・適切な事務を行うため、建設工事等とは別に物品及び役務の調達に係るものであります、物品購入等における入札・契約に関する要綱や要領、基準、マニュアルなど、その事務を実施していく上での統一的な定めや手引き等の整備を行いました。

その内容としては、物品購入等の契約に係る一般競争入札、指名競争入札、随意契約、そして契約の履行に至るまでの事務取扱の方法や基準、手順等を規定した「五條市物品購入等事務取扱要領」、入札・契約事務の適正かつ公平な執行の確保を図るため、予定価格が一定金額以上の競争入札や随意契約等について審査することを規定した「五條市物品購入等入札契約審査会要綱」、そのほか入札事務の適正・適切かつ円滑な執行に資する「入札執行要領」、指名競争入札における契約の目的や性質等に応じた、より適正・適切かつ公平な指名業者選定を図るための「指名競争入札指名基準」などを新たに制定または策定いたしました。

そのほか、市契約規則や随意契約ガイドライン等の改正、物品・役務の調達に係る入札・契約事務の手引きの作成などを行ったところでございます。

これらによって、予定価格が一定金額以上の契約につきまして、原則として一般競争入札とすること、また審査会の審査に付すること、そして、予定価格の設定、競争入札における参加資格、指名競争入札及び見積り合わせに際しての業者選定等について、その方法や基準、手続等を明確化したことなどが改善した点でございます。

これらの定めやマニュアル等につきましては、本年四月一日から施行または適用いたしました。それに際し、三月下旬に事務担当等職員対象の説明会を開催、そして庁内掲示板への掲載、また執行に係る伺書等の確認・説明等により周知に努めており、より適正・適切かつ経済的な入札・契約事務を行うべく、全庁一丸となって取り組んでおるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）はい。次に、三点目の関係職員に対する厳正な対応についてお尋ねします。

昨年十月四日に依願退職をし、四月七日に逮捕された元職員の方の退職金は、現在支払いが差し止められております。

先の三月定例会で市長公室長は、「元職員が退職した令和元年十月四日から一年以内に逮捕等に至らず、一年を経過した場合は当該処分を

取り消すこととなります。」と答弁されました。その後、この元職員の方は、四月七日に、つまり一年以内に逮捕されたので、退職金は支払わないということになります。市長公室長、元職員の方の退職金はどうなるのか、お尋ねします。

○議長（吉田雅範）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べのように、現在、当該元職員の退職金につきましては、「職員の退職手当に関する条例」第十三条第二項の規定によりまして、令和元年十月四日付をもって、支払いの差止めをいたしてございます。

差止め期間につきましては、同条例第十三条第五項第三号の規定により一年間となっておりますが、当該元職員は、令和二年四月七日に逮捕に至っておりますので、同条例第十三条第五項ただし書により、判決により刑が確定するまでの間は、その支払いの差止めを継続いたします。

なお、禁錮以上の刑が確定した場合等の退職手当の取扱いについては、関係法令等に基づき適切に判断してまいりたいと考えてございます。以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）判決により刑が確定するまでの間は支払いの差止めを継続すると、では禁固刑にならない場合はどうなりますか。支払われるのでしょうか。

○議長（吉田雅範）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

そういった場合におきましても、法令等の規定に基づき、また顧問弁護士とも相談の上、適切に判断してまいりたいと考えてございます。以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）この元職員の方は、「割愛」で採用されたと聞きました。もしも、これは仮定の話ですが、一年以内に逮捕等に至らなかった場合は、この元職員の方には、割愛です。奈良県で勤めていた二十六年分と、五條市で勤めた七年六箇月分の退職金、合計三十三年六箇月分の退職金を、五條市が支払うということになるのでしょうか。

○議長（吉田雅範）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

仮に逮捕に至らなかった場合でございますけれども、そうした場合においても本当に当該職員の行為が、逮捕には至っておりませんけれど

も、懲戒免職等、いわゆる非違行為がなかったのかどうかというようなことを検証する必要があると思います。もし仮に何も問題がないという事になったならば、当該職員の通算した退職金というのは五條市で退職しておりますので、市が支払いの義務を負うということになるかと思えます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）ちよつと質問の仕方が悪かったかなと思うのですけれども。

一年以内に逮捕に至らなかった、でも一年後に逮捕に至った場合ということで聞きたかったのですけれども。それでも退職をしましていけば、もう既にこの方の退職金、県の分も含めて三十三年六箇月分の退職金を五條市が支払うということでしょうか。

○議長（吉田雅範）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほども申し上げましたが、仮に禁固以上の刑が確定しない、こういった場合におきましても既に当該職員は逮捕に至っているわけでございます。禁固以上の刑が確定しなかったけれども、本当に在職中にこの当該職員に対して問題がなかったのかということの判断が必要になってくると思えます。そういった判断に基づいて、当該元職員の退職手当というのを今後は判断していくことになるかと思えます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）この割愛制度について、どのような制度か、説明いただけますか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十一番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

割愛制度とは、「割愛採用」というもので、自治体間で文字どおり職員を割愛し採用するものでございます。例を挙げますと、市教育委員会で指導主事を採用する際ですが、県教育委員会から当市教育委員会へ割愛する場合、当市教育委員会から割愛の依頼をし、県教育委員会が承認すると正式な手続に入ります。その手続と言いますのは、対象職員は県教育委員会を退職させる手続をとり、そして当市教育委員会で採用する手続をとるものでございます。

このような割愛による採用は、例えば市では採用が困難な職種や専門的な能力を持った職員に市行政で勤務してもらうために行うものでございます。

市教育委員会といたしましては、事務局内の所管課において、学校教育や社会教育、生徒指導上の専門知識を持った教員を指導主事や社会

教育主事の職に就けるため、県教育委員会へ割愛依頼を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）次に、五月十四日に逮捕された元職員の方は、昨年三月に定年退職をし、退職金は既に支払われています。

既に支払われた退職金はどうなるのか。これは市に返還を求めることはできるのででしょうか。

○議長（吉田雅範）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十一番藤富美恵子議員の御質問にお答え申し上げます。

当該元職員には、議員お述べのように既に退職手当が支給されておりますが、令和二年五月十四日付をもって逮捕に至っております。今後、当該職員が禁錮以上の刑が確定した場合等におきましては、この退職手当の返納につきまして、関係法令等の規定に基づき、適切に判断してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）逮捕された現職の市議会議員でございますが、現職市議会議員の報酬については、四月二十三日、第一回臨時会で、「逮捕・拘留された場合は報酬などの支給を停止する。」という条例改正案を全員一致で可決いたしております。

次に、市長の責任については、三月定例会でも質問いたしました。市長は、「市の規程によつての処罰は甘んじて受けてまいる。」と答弁されました。市の規程とはどのようなものか、お尋ねします。

○議長（吉田雅範）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十一番藤富美恵子議員の御質問にお答え申し上げます。

市長職などの特別職に対する懲戒処分を定めた規程は本市にはございませんけれども、そういった処分を行う場合におきましては、過去の例や一般職の職員に適用する懲戒処分に関する基準、こういったものに準じて、適切に理事者が判断されるものと理解をしております。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）はい。市長職などの特別職に対する懲戒処分を定めた規程はないんですね。

「過去における先例」はともかくとして、私は特別職、市長については、「一般職の職員に適用する懲戒処分に関する基準などに準じて」というのは、これはいかがなものかと思えます。

そして、四月七日に続き、さらに五月十四日にも元職員が逮捕され、五條市役所から逮捕者が二名も出てしまいました。五條市民の皆さんは、「五條市は一体どうなっているのか。」と大変驚き、怒っておられます。市長の責任はさらに大きくなってしまっているところがございます。何といっても、市長はこれらの決裁に、最後に市長の決裁判、市長の印鑑を押しています。

市の規程がないとしたら、現時点で市長はどのように責任を取ろうと考えておられますか、お尋ねします。

○議長（吉田雅範） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十一番藤富議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

現時点で今警察当局が捜査をしているということで逮捕者が二人出たということは認識をしています。

今後におきましては、前回申し上げたように「市の規程によって処罰は甘んじて受けていきたい」ということですけれども、市長職に対する規程はございませんけれども、過去の例を見たときも、そういう先例を見てやっている部分もあります。過去にやっているからどうということはいまありませんけれども、ただその辺は私自身が判断をしてまいりたいと最終的には考えております。

以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） そしたらまだ具体的に何ということとは、考えておられないということでしょうか。

○議長（吉田雅範） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十一番藤富議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

現在その状況というのが、まだ一〇〇パーセント裁判が終わっておりませんので、今判断をするということはまだ考えておりません。

以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 今回、総合体育館、シダーアリーナですね、そのシダーアリーナの物品購入に係る入札において、高い落札率が問題になっていきます。これまで、五條市では、箱物が次々と建設されています。

そのうちの総合体育館、シダーアリーナですね、それと花咲寮及び新庁舎、それらの予定価格、入札金額、契約金額及び落札率をお尋ねします。

○議長（吉田雅範） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

まず初めに、五條市総合体育館でございますが、予定価格は、税抜きで二十一億一千四百五十一万円、入札金額は、同じく税抜きで二十一

億一千四百五十万円、落札率は九九・九九パーセント、契約金額は税込みで二十二億八千三百六十六万円でございます。

次に、五條市立養護老人ホーム花咲寮建設工事でございますが、予定価格は、税抜きで十二億一千一百一十万円、入札金額は、同じく税抜きで十億八千九百九十万円、落札率は九〇・〇〇パーセント、契約金額は税込みで十一億七千七百一十万円、入札金額は、同じく税抜きで四十七億二

千万円、落札率は九八・九二パーセント、契約金額は税込みで五十一億九千二百万円でございます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）はい。高い入札率でございます。

四月二十三日の第一回臨時会において、野原中学校の適正化改修工事の落札率は九六・九六パーセント、直近、この六月定例会に提出されている（仮称）五條A認定こども園の建設工事の落札率は九九・八九パーセントでございます。

これらの高い落札率について、市長はどう思われますか、お尋ねします。

○議長（吉田雅範）太田市長。

○市長（太田好紀）十一番藤富議員の質問にお答えを申し上げます。

いずれの案件も設計金額は適切に積算を行っております。

また共同企業体の入札要件では代表者は、県内に本店もしくは支店や営業所があるもの、また構成員については県内に本店があるものとするなど、広く事業者の参加を求めておりまして、落札結果についても何ら異議はございません。

なお、議員も御存じのとおり、これらについては議会の承認を得て工事請負契約の締結に至ったものであり、今になってそのような内容を問題視することは、神聖な議決行為そのものを否定するものにつながると思っておりますので、よくその辺も考えて発言される方がよからうかなと思っております。

以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）そのシダーアリーナの物品購入について、高い落札率が問題となっておりますので……。

今、問題になっている総合体育館の物品購入は何百万円とか何千万円ですけれども、これらの工事は何億円、何十億円と桁が違います。今、総合体育館の物品購入が高い落札率が問題になっておりますので、私も聞かせていただいただけで、特別問題視をしているわけではございませんし、これまで私も賛成させていただいております。

次の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染症対策について。

このことについては、先ほど来、三人の議員が質問をされておりましたので、重複する部分は割愛をし、質問をさせていただきます。まず最初に、マスクや消毒液などを寄贈していただきました皆様方に厚く御礼を申し上げます。

私たち議員も、五月一日に議会改革特別委員会を開催し、議長、副議長及び議員の六月の期末手当を三〇パーセント減額。そして今年度の行政視察は実施しないということで、行政視察に関する費用をゼロ円にすると決定し、後日、議長が市長に申入れをいたしました。

市民の皆さんのための新型コロナウイルス感染症対策に役立てていただければと思います。

さて、五條市独自の新型コロナウイルス感染症の対策についてでございますが、他の自治体の独自の支援策が次々と発表されるのを見聞きし、「五條市はまだか。」「五條市は何もしないのか。」「遅い。」という声が、市民の皆さんから多く聞かれました。

三月定例会が終わり、四月二十三日、五月一日の第一回、第二回の臨時会に出てくるのかなと、私も楽しみにしておりましたが、独自の支援策は出てまいりませんでした。

職員の皆さんには大変一生懸命やっていたみたいですが、もっと早い対応はできなかったのでしょうか。

○議長（吉田雅範）南理事。

○理事（南 則行）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民生活や事業活動への本市独自の支援策につきましては、国の動向等を注視し、情報収集等の準備を進める中、四月二十日、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を盛り込んだ国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定されたことを受け、さらに具体的な支援策について検討を進めました。

その後、四月三十日に補正予算が国において成立をいたしまして、翌五月一日連休前の夕刻になり交付金の概要並びに本市に対する上限額、一億六千六十万円が示されました。

それを受け、直ちに連休中でございますが、交付金を最大限に活用できる支援策を内容とした補正予算を取りまとめさせていただきます。この補正予算は、本市独自の支援策でございますので、議員の皆様にご説明をし、御審議いただいた後、執行すべく五月十九日の第三回臨時会に提案し、御議決をいただくこととなりました。

本市におきましては、支援策の財源を確認し速やかに対応させていただいたものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。



○十一番（藤富美恵子）はい。独自の支援策を打ち出している自治体はたくさんあります。市民の皆さんは、新聞、テレビ等で報道されているのを見聞きして、よく知っているわけです。だから、そういう声が出てくるのだと思います。

過日、五月十二日に、七十五歳以上の方に、マスクが五枚配布されました。うれしい、遅い、今さらもらっても……。市民の皆さんの声はいろいろでございますが、手作りマスクも普及し、市内にマスクが出回ったところに送られてまいりました。

マスクについても、もっと早く配布できなかったのでしょうか。

○議長（吉田雅範）中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

今回の新型コロナウイルス感染症の対応として、本年一月末よりマスクの確保につきましては、全国的に品不足が続く中、入荷が非常に困難な状況が続いております。五月に入りまして、ようやく入荷の目途が立ったことから、市で確保できた分と、多くの事業所等から寄贈いただきましたマスクを合わせまして、五月十二日には七十五歳以上の市民五千七百九十七人に、五月二十二日には六十五歳から七十四歳の市民五千四百五十五人に一人五枚ずつのマスク、合計五万四千七百十枚を配布させていただいたところでございます。

また併せまして妊婦さんにつきましては、市の確保分と妊婦さん用に寄贈いただきましたマスクを合わせて一人三十枚を五十五人に配布させていただきます。

ほかには、市内の幼稚園、また保育所、小・中学校、賀名生分校、障害福祉サービス事業所、介護福祉施設などや五條市医師会、五條市歯科医師会等に対しましてもマスクの配布を行ったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）はい。何につけ、スピード感を持って対応していただきたいと思っております。

五月二十五日に緊急事態宣言が全面解除されたとはいえ、まだまだマスクは今後も必要なものでございます。今はマスクも消毒液も市内に出回り手に入るようになりましたが、第二波、第三波へ向けてのマスクや消毒液の確保についてお尋ねします。

○議長（吉田雅範）中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

今後、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、長期戦になる可能性が高く、第二波、第三波への備えが必要と考えております。

このため、マスクのさらなる調達に努めるとともに、消毒液につきましても、入荷困難が続いているアルコール消毒液の確保に努め、また殺菌や除菌に一定の効果が認められている次亜塩素酸水の有効活用も含めて検討してまいりたい、そのように考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）はい。

次に、教育委員会にお尋ねします。

現在は授業が再開されておりますけれども、五條市では、今後、子供たちの学習の遅れをどのように取り戻すのかお尋ねします。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十一番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

今回の新型コロナウイルス感染症対策としての休校によって、国が示す一年間の法定授業日数を確保することが困難になっています。そのため、市では夏期休業の期間の短縮、学校行事の精選等を行うことで、現時点では授業時数の確保が可能と見込んでいます。

具体的には、五月に他市に先行して五日間の短縮授業を実施し、更に一学期の終業式を七月三十一日とし、二学期の始業式を八月二十四日として、合わせて十八日間の授業日を確保しています。

また、個々の児童・生徒の学習内容の定着を確認して、個別の補習を実施するなど必要な措置を講じてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）百年に一度の危機と言われる新型コロナウイルス感染症ですが、北海道や北九州市では、もう既に第二波がやってきております。今日まで、五條市の感染者は一名でしたが、第二波、第三波はどのようなか分かりません。しっかりと対策を講じ備えていただきたいと思っております。

また、国の十数万円の特別定額給付金の申込用紙が五月二十五日に発送されましたが、一日も早く全ての市民の皆さんに届けていただきたいと思っております。

終わります。

○議長（吉田雅範）以上で十一番藤富美恵子議員の質問を終わります。

トイレ休憩及び答弁補助員の入替のため二時五十五分まで休憩します。

午後二時四十一分休憩に入る

午後二時五十四分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確をお願いいたします。

一般質問を続けます。

次に、十二番大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、通告順に基づきまして、一般質問をいたします。

まず一番、新型コロナウイルス感染症対策に関する特別定額給付金を全ての対象者に届ける対策でございます。

この間、新型コロナウイルス感染症によりましてお亡くなりになられた方々に心からのお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた方に対しても、心からお見舞い申し上げます。質問を続けます。

（一）五條市外で居住している方についてでございますけれども、住所登録が五條市にしておいても何かの事情で家族そろって五條市外で居住しておられる方にも届ける方法をやはり検討していただく必要があるのではないかなというふうに考えます。

また、（二）高齢者の一人暮らしの方についても、やはり近所に家がありませんとか、そういうところで暮らしておる方で、家から出ることができないという身体の方についても、高齢者だけではなしに障害者の方も対象になりますけれども、こういう方にも届けていただくという責任があるのではないかなというふうに考えます。

こういう方々に対しましては、我が党の国会議員から届けられた資料によりますと、いわゆる口座がなくても市役所に直接申請して、現金で市町村が決めた方法で給付をすべきだというふうになっておりますからね、その辺もいろいろな方法をとって、また周辺の自治会長、民生委員の方々、その他のの方々への支援を得てこういった五條市外で居住している、また高齢者、障害者の方で一人暮らしの方にも届けていただく検討と努力が必要ではないかというふうに考えます。

（三）自宅から避難している方についても必要ではないかと思えます。この自宅からというのは、いわゆる今家庭内やパートナー間での暴力問題やら何かの事情で親族と離れて世帯主とは違うところで避難して住まいをされている方ですね、こういった方々にも国会議員の連絡では国には届けるようにすべきだと、できるというふうになっているわけであります。だから世帯主以外の方から申込みがあった場合は、やはりそういう世帯主以外の方にもちゃんと申請書を渡して、そして特別定額給付金を届けるようにすべきだと考えます。そのことが国会議員の通達では届いております。

そしてそういう方々は五條市の責任で目配りもしていただかないといけませんけれども、そういう五條市外で住んでいる方々が今現在住んでいる市町村の役所に行つて、住民登録を申し込んでいた場合は、そこで特別定額給付金を受け取れるということになっておりますから、お問合せがある場合はそういうことをちゃんと説明をさせていただくべきだというふうに考えます。

また(四)生活保護受給者の方については、皆さん方御存じのように、生活保護を既に利用している方の場合には今回の特別定額給付金は収入認定には国はしませんのでね、ちゃんとこの十万円の特定期額給付金、一人当たりの特別定額給付金は生活保護を受けておられる家庭にも届けていただくということが責任となるわけであります。

いろいろ一番から申し上げましたけれども、こういった方々への行き届いた連絡、また給付を行うに当たっても、申請期限一箇月前に、まだ申請されていない方の名簿を見て、そしてされていない方にはやはり市役所の方から周辺の自治会長やら民生委員さん、関係者の協力もお願いして、今申し上げました国の方も認めている点も含めて、対応していただくということが大事ではないかなというふうに考えます。

この点について答弁お願いしたいのですけれども、あわせてこの特別定額給付金は非課税及び差押えの対象にはならないんだという禁止規定を国がちゃんと作っておりますから、このことについてももう御存じだと思えますけれども、再度答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長(吉田雅範) 和田市長公室長。

○市長公室長(和田剛明) 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

六項目の御質問をいただいておりますので、順に御答弁申し上げます。

まず一番目の五條市外で居住されている方の対応についてでございます。

特別定額給付金の申請は、オンライン申請又は書面による郵便申請となつてございまして、申請書は総務省が定める特別定額給付金給付事業実施要領等に基づき、申請・受給権者である世帯主様宛てに送付させていただきます。

個々の事情によりまして、住民票以外の住所にお住まいの方に関しましては、日本郵便の転送サービスの利用などにより御対応いただくか、所定の送付先変更の手続をお願いしておりますところでございます。これが一番でございます。

そして(二)の高齢者の一人暮らしの方への対応でございます。

特別定額給付金の申請書については、先に申し上げたように、申請・受給権者である世帯主様宛てに送付させていただきます。

一人暮らしの高齢者で、申請が困難な方については、成年後見人等の法定代理人による代理申請が可能なのか、親族等も世帯主と代理人の関係を明らかにするなど所定の手続をしていた上で代理受領が可能となっております。

続きまして(三)でございます。自宅から避難をしている方についての対応でございます。

配偶者やその他親族からの暴力等により、自宅から避難を余儀なくされている方につきましては、総務省の通知に基づき、一定の要件を満たす場合で所定の申出を行った場合に、避難先の市町村において当該避難者分の特別定額給付金を受給することになるものとございます。その際、避難先と住民票の市町村が異なる場合は、これは都道府県を通じて連絡調整を行うということになってございます。

続きまして（四）の生活保護受給者の方に対する対応でございます。こちらにつきましては、総務省が定める特別定額給付金給付事業実施要領に基づきまして、生活保護の被保護者も給付の対象となること、また経済対策の趣旨・目的に鑑みまして、収入として認定しない方針であることとされているところでございます。

そして五番でございます。未申請の方への、申請期限一箇月前の再連絡でございます。未申請の方への再度の連絡につきましては、現在のところ未定でございますけれども、総務省においては六月下旬以降に全国の地方紙で新聞広告を掲載することによる未申請者への啓発を検討されているというふうにお伺いしております。本市におきましても、既申請状況等も踏まえまして、広報五條やホームページで再度の周知、これを検討してまいりたいというふうを考えてございます。

それから六番、特別定額給付金の非課税及び差押えの禁止についてでございます。こちら今回の特別定額給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の規定によりまして、国税及び地方税において非課税となっております。また、同法の規定によりまして差押えの禁止というふうになっておるところでございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）はい。いろいろ答弁いただきましたけれども、ひとつ国会議員の通達は国の方針を届けておりますから、もう一度言いますと、口座のない方でも現金給付はしたってもらえるということなんです。

世帯主以外の方から申請があってもそれも受けたってもらわないけませんよということなんです。

住民票のない方でも、住民登録をしていたら、その上で申請書を渡してあげていただくということも、国の方針として今私が言わせていただいたわけですから、その辺、疑問な点をもう一遍国に確認して、ひとつ対象者全てに行き渡るようにしてあげていただきたいというふうに強く要望しておく次第でございます。

それでは、次の質問に移ります。

大きな二番、総合体育館の物品購入に関する疑惑問題の防止対策についてということで、（一）物品購入における競争入札に関する問題と改善についてでございますけれども、この質問は、市長の要求による監査の結果報告書と、そして九十八条に基づいて議会が設置した総合体育館における事務の執行についての事項の検査報告、これに基づいて質問をさせていただきます。

ア、の予定価格及び最低制限価格の設定基準の明確化についてでございますけれども、監査報告の十三ページには、予定価格の算出方法についてこのように監査委員は指摘しております。「物品購入のために行われる指名競争入札における予定価格の設定については、五條市に明確な基準は指示がないことから、現状ではその判断基準について部署ごとに差異が見られる。」とこのように指摘しているわけです。この明確な判断基準がない中で、今回どのような問題が起こったかと言いますと、ほとんどの入札において予定価格を設定するための参考見積りを複数の業者から徴収しなければならないのに、そうせずに、一業者のみから徴収した見積りを基にしているという問題が指摘されております。そのほかたくさんあります。

もう一つは、購入製品の種類や数量とつり合わない高額な予定価格が計上されている入札が複数認められたというふうな問題点を指摘されているわけで、これはもうこの判断基準がない下でこれだけの今回問題が起こったわけです。早急に五條市としてのこの指名競争入札における判断基準を明確にして、このような問題を防止するために頑張らなければならないのが執行権者と我々市議会議員の責任ですからね、その点は既にこの間改善された点があるのでしたらその内容と、今後どう考えているのか、その点答弁してください。

○議長（吉田雅範）松本総務部長。

○総務部長（松本成人）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

予定価格の設定につきましては、市長の要求による監査の結果報告書、また九十八条特別委員会におきまして、総合体育館の入札においては、その設定方法が一方のみから徴収した見積りによるなど適切でないということ、そして予定価格設定に係る書類に不備があることなどの御指摘ございました。

この事務の改善を図るために新たに策定しました「物品購入等に係る入札執行要領」や「物品・役務の調達等に係る入札・契約事務の手引き」におきまして、予定価格の適切な設定方法を明確に示し、また新たに制定した「物品購入等事務取扱要領」において、競争入札及び随意契約における「予定価格調書の作成」について規定した上で、予定価格調書に積算の内容等を記載することとし、その様式を定め、それらに従い実務を行っているところでございます。

なお、物品の購入に係る入札におきましては、その性質上、基本的に最低制限価格の設定はいたしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）いろいろ改善されたということでありませうけれども、ひとつ抜本的な問題の解決につながる対策を今後もやはり検討されるべきだと。

この市議会議員が逮捕された中で、報道機関の聴取に対して五條市の幹部が答えておりますけれども、五條市は今月から入札制度を改めた

と、一定額以上の備品購入についても建設や土木事業などと同様に市幹部六人で作る五條市物品購入等入札契約審査会で調査するようにしたというふうな報道の皆さんに答えていますけれども、今答弁があったのは、これは入っていますか。

○議長（吉田雅範）松本総務部長。

○総務部長（松本成人）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほどの答弁でございますが、予定価格の設定に関する事務の改善でございます。五條市物品購入等入札契約審査会による審査については、答弁はしておりません。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）関連することですからね、報道の皆さんにも答えていますからね、やはり重要視していかないかんのところがいますか。

次、質問のイ、予定価格及び最低制限価格の事前公表の可否についてでございますけれども、監査委員の指摘では五條市では物品の購入に係る入札における予定価格について事前公表の可否を定めていないと、しかし、落札額の高止まりや談合の可能性が高まることなどが懸念されることから、応札業者が少数で固定されている場合や同種類の入札が連続する場合には、公表は慎重にすべきであったと指摘されています。今回、多分この指摘から言えば、予定価格は公表しておったけれども、いわゆる最低制限価格は設定もされていないから公表もできていませんよね。予定価格の設定だけで最低制限価格が設定されなかったのか、そして公表は予定価格だけであったのか、もう一度重要なことですから答弁してください。

○議長（吉田雅範）松本総務部長。

○総務部長（松本成人）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

予定価格の設定はされてございましたが、最低制限価格の設定はしてございませんでした。

物品の購入に際しましては、その性質上、基本的には最低制限価格を設定することはいたしておりません。特殊な場合においては、設定することは可能性がございますが、通常は設定いたしておりません。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今回の総合体育館の物品購入において二十四の物品が入札されていますけれどもね、その中で落札率が二五パーセント、三八パーセントというのがありますやろ。舞台幕、これは七百三十八万円の予定価格やけれども、落札業者の入札額は百八十四万八千円です。二五パーセントです、これ。これは私の想像では予定価格は特別に引き上げであると、入札した業者の百八十四万八千円、これが正確で

はなかったかと思えます。だからこんなことが起こるわけですからね、今の答弁では予定価格を設定していたけれども最低制限価格は設定しなかったということやけれども、やっぱりあまり安い価格であつても、品物の値打ち、耐用年数いろいろ考えるならば、安いのは何ぼ安くてもいいんだということや言えないわけですからね。また今回のように、入札価格が百八十四万八千円なのに、市の予定価格の設定は七百三十八万円ですよ、これ。こんなむちゃくちゃなことをしているわけです。だから今までは予定価格だけの設定で最低制限価格を設定していないということですから、これは正確な判断であるのではないかということや私には指摘しておきたいというふうに申し上げます。

次、ウ、の入札期間の設定についてでございます。入札期間についても監査委員はこのように指摘しています。「物品購入に係る指名入札における見積期間については、五條市では具体的な取り決めをしていない状況にあるが、しかし国による歳入徴収、支出、契約等について規定した会計法の施行令としての性格を有する『予算決算会計令』の第七十四条では、一般競争入札の期間について『入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも十日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により告知しなければならぬ。』と、また地方自治体においても予定価格が五百万円を超えるような高額な入札では見積期間を二週間から三週間設けることが多い。」と、こう指摘されていますね、監査委員ね。この間の総合体育館の物品の入札期間、監査委員が出してくれたのを見ますと、一番短いので土日を除いて五日です。わずか五日、一番長いので土日を除いて九日ですね。他の自治体が二週間も三週間も設けているのに、今回の総合体育館の物品購入ではわずか五日、最高が九日です。こんな普通の業者であつたら入札の準備できないんちがいますか。情報をもたらないことにはこんなもんでないと、こうなると思いますよ。

だから今回はいろいろ疑惑、問題がたくさん重なっていますから、こんな入札期間の短い中でも不明確な入札もたくさんあるし、入札する中で決めているわけですね。だからやっぱり期間についてももう少し入札基準の中に明確にすべきだという必要があると思えますけれども、いかがですか。

○議長（吉田雅範）松本総務部長。

○総務部長（松本成人）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

入札期間の設定につきましては、総合体育館の指名競争入札におきまして、「入札通知から入札日までの見積期間が短いため、入札参加条件を厳しくしていた可能性があり、そうであれば入札による競争性を低下させることにつながる」との御指摘がございました。

このことにつきましては、新たに策定しました「物品購入等に係る入札執行要領」において、原則として、入札期日の十日前までに通知すること、これは指名競争入札についてでございます。また、その期間は原則として土・日曜日及び国民の休日等を除くものとすることを定め、また入札・契約事務の手引きにも、その旨を記載し、入札日まで十分な日数を確保するよう周知し、改善を図っております。



以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） はい。少し改善されているわけですが、これからまた物品購入の入札をする中で、さらに改善をしなければならぬことを気付いたときは、またされる必要があるのではないかなと思います。

次、エ、指名競争入札の指名方法についてですが、この点についても監査委員の指摘はこういうことですね。「平成二十八年度、平成二十九年年度当時、市内には恒常的にスポーツ店として商品を陳列しているような店舗は存在せず、指名業者の多くは他業種を本業とするものであった。そうした状況にあって、高額な入札の指名を「市内」業者に限定して実施したことについては、適切ではなかったと考える。」と、こういうことですね。いわゆる入札項目は本業としていないのだけれども急遽登録を取って、参加資格だけは取ってますよね。そして入札に参加しているわけですね。だからやっぱり入札の物品の内容についても余り詳しくは分からない業者が入札に参加しているわけですね。これもどこからか情報が入っておらないことにはこんな日ごろ扱っていない仕事外の入札をするわけですからね、ここでもやはり疑惑が発生するということになると思います。この点についても、これからの物品購入の入札業務の中でやはり改善すべきだと、明確にしていくべきだということを指摘しておきたいと思います。

もう答弁は結構です。

次、（二）の地方自治法等に基づく職員の定期的な研修と市長等の指導監督責任の拡充でございます。今回のこの問題には、やはり逮捕された市議会議員が官製談合、入札価格の指示ということでこの間の逮捕容疑の中では市議会議員が主導的な行動を取っておったのではないかと、ということを私は判断しておりますけれども、したがって、質問は職員対象、市長等に関係する質問ですけれども、市議会議員の研修も必要だということをこの間行われました議員全員協議会で議長に要求しておりますけれども、今日は理事者に対する質問ですから市議会議員のことは省きますけれども、やはり御存じのように地方自治法第一条、第二条には市民福祉のために奉仕しなければいけないという、いわゆる素晴らしい仕事を職員の皆さんも我々もさせてもらっているわけですから、そういうことから言えば、今回のような疑惑問題は本当にもう二度と起こらないようにしていかねえけません。そのためには先ほどからいろいろ改善された五條市の制度、仕組み等々を職員の皆さんも我々市議会議員もその都度身に付けていかねえけませんけれども、特に今回は逮捕された市議会議員と職員が深く関係しておりますから、職員もやはり研修していただく必要があるのではないかと。その必要な研修はやはり地方自治法、地方公務員法、そして五條市議会で決められました五條市政治倫理条例、そして市長の提案で議員の方で一部修正を加えて可決されました五條市不当要求行為等防止条例、こういったこともその時々が必要に応じて定期的に職員の皆さん方、やはり研修していただかなければならないのではないかと、うふうに考えますが、その点はどうですか。

○議長（吉田雅範）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のように、職員への研修機会の付与につきましては、地方公務員法第三十九条にその規定がございます。本市では、従前よりあらゆる機会を通じて、職員研修の機会の確保に努めてきたところでございますけれども、今般の市元職員の不祥事を受けまして、コンプライアンスの強化など、研修内容について、なお一層の充実を図る必要があるというふうを考えてございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）はい、ひとつ頑張ってください。

次、市長等の指導監督責任の拡充についてでございます。今回の問題で、市長は監査委員に監査をお願いしているということになっておるわけで、疑問問題の解明に姿勢は現れているわけでありませうけれども、しかし、こういった市役所の職員全体に対する市長等の責任というものは、やはり重要な責任が市長等に課せられております。それは地方自治法第三十八条の三の中で、執行機関の組織として、このように明確に義務付けられているわけでありませう。「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。」要するに、今回のようにこの疑問問題が初めから市長等の幹部が感じたのか、途中からやったのか、最後やったのか、それは私には知りませうけれども、しかし監査委員の監査を市長は要求したこの期日から言えば私はかなり早くから感じておったのではないかとこのように考えるわけですが、やっぱりそういう疑義が市長等幹部が感じたときには、やはり執行機関相互の間に疑義が生じたときにはこれを調整するように努める、いわゆる一旦執行を一時停止しても、疑問問題を解決するまでは腰を据えて解決して、解決するという方向が意思疎通されたらまた執行を進めるというぐらいの市長としての地方自治法に基づく権限を發揮した指導監督責任が求められていたのではないかと思いますけれども、その点いかがですか。

○議長（吉田雅範）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

議員が今御指摘の地方自治法第三十八条の三でございます。この条文に規定されております執行機関の系統的な構成、一体化、さらに相互の調整、これにつきましては、この当該普通地方公共団体の中における執行機関、例えば市で言いますと選挙管理委員会や教育委員会、あるいは農業委員会といったところのお互いの執行機関、これが連携して一体となって行政機能を發揮すること、また相互に疑義等が生じた場合は、当該地方公共団体の首長、いわゆる市長でございますけれども、が調整を行うことなどが規定されているというふうに理解をさせていただきます。

御存じのとおり、シダースーパーカップ柔道大会でございますけれども、これは市が単独で実施したものではありませんので、県と市の連携の下に共同で取り組んだ事業でございます。当該規定に準じて考えてみますと、議員御指摘のように内部の執行機関ではございませんけれども、実施に当たった際の双方の連絡調整不足というのがあったというふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、地方公共団体の職員、これは地方自治法の諸規定をしっかりと理解をいたしまして、厳格に運用する責務、これがございますので、改めて全職員が認識を新たにするように全庁的な周知にこれから努めてまいりたい、このように考えてございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） はい、今回の物品購入につきましては、公園緑地課、その上級の部が直接担当しております。しかしシダースーパーカップ柔道大会は県も教育委員会も関係しておりますから、今私が明らかにした地方自治法のこの項目、またこの質問に対する市長公室長の答弁等々が関係してくると思いますけれども、今後においてはこれだけの地方自治法においては執行権限を持った市長等の責任というのは明確になっておりますから、ひとつ二度とこういう問題を起こさないためにも今後は腰を据えてやはり頑張っていたいただく必要があるのではないかと思います。

そして、次に移りますけれども、この件で私の方から強く要求しておきたいのは、職員の自衛隊研修ですね、これらはもう中止して、今明らかになりました地方自治法、地方公務員法、五條市政治倫理条例、その他必要な五條市の条例・要綱等々の研修に、職員の皆さん方が関係する部、課からもっと研修していただく、そんな自衛隊研修なんてやっているような余裕は、もうこんなことが起こったわけですから、ないわけですから、職員の自衛隊研修はもうやめるよう強く要求しておきます。

次、大きな三、シダースーパーカップ柔道大会の経費等に関する疑惑問題への対処と防止対策ですけれども、もう御存じのように、シダースーパーカップ柔道大会での疑惑問題は、柔道畳敷き込み疑惑、合宿補助金疑惑、謝金の支払い疑惑と、経費に関する疑惑は大体大きく分けて三つあったと思います。

柔道畳の敷き込み疑惑は大会実行委員会である五條市と県が二百五十万円を出し合って、プラスアルファしてその財源で運営される大会実行委員会から、八試合場分三十五万円、市内の業者と契約して支払われているのに、それとは別に公園緑地課からも六試合場分三十二万四千円が支払われているわけです。この件で監査委員が担当職員に事情聴取をしたところ、担当職員はこう監査委員に述べているわけです。「大会計画時に大会の費用が不足するかもしれないと考え、畳の敷き込み料は公園緑地課が負担しようと考えた。」と答えているわけです。しかし決算書を見たら、大会実行委員会の決算はまだちよっと残っているくらい黒字です。しかしこれは支払われたままになっているわけですね、これが現状です。

合宿補助金、これについては参加の学校は六十四校ありますけれども、この六十四校に交通費を百八十万円支払われております。また関係する役員、来賓の皆さん方の宿泊費として三十五万六千円が支払われております。六十四校の選手の宿泊費についてもこれは七十四万九千二百円支払われているわけですね。ところがこれとは別に、いわゆる五條市のスポーツ・文化合宿支援事業補助金の制度を利用して、五條市の柔道団体の申請によって百十二名分、十一万二千円、この補助事業の制度に基づいて支払われているわけですね。この件についても監査委員が担当職員に事情聴取をしたところ、先ほどと一緒です。事実上、大会実行委員からの旅費だけでは不足することからそれを補う意味で合宿補助金を交付したと言っているわけです。しかし決算は先ほど明らかにしたように、まだちよつと余っているくらい黒字ですけれども、これもまだ支払われたままだと思います。

最後の謝金の支払いの疑惑ですけれども、これについては、市長が答弁すると検査委員会で言われていましたけれども、捜査の関係でちよつとできないということ聞いておりませんが、九十八条の検査委員会の十五ページには、こう答弁しているわけです、皆さん。「大会実行委員会の決定事項で一般及び大学生が一日五千円、中学生及び高校生が一日三千円である。」との答弁をしているわけですね。だからこれは大会実行委員会です。これだけの金額をそれぞれ合計七十八万円支払われております。だから公園緑地課からはこの件については支払われていないんです。この件については大会実行委員会からの七十八万円だけです。だからこれは疑惑としては大会実行委員会の決定で支払われておりますけれども、これだけのお礼の謝金を支払う必要があったのかというのが疑惑で、付け加えて疑惑を申し上げたら、実際支払ったけれども対象となるその全ての人に届いているかということも検査委員会の中では疑惑として残っているわけですね。畳の敷き込み料とか合宿補助金の疑惑とはちよつと違いますけれどもね、こういった疑惑について執行されてきた市長等の執行機関として、これからのようにこの問題を対処するかということには問われていると思うのですね。検査委員会の中でも明らかに進んでいくと思えますから、最終裁判の判決とそして弁護士、また県も関係しているわけですから、今もう起訴されて裁判がこれから進んでいくと思えますから、最終裁判の判決とそして弁護士、また県も関係しているわけですから、県の見解も出してもらって、慎重にこういった疑惑問題にどう対処するか結論を慎重に出すべきではないかと、慌てて間違った対処をしたらあきませんからね。その辺は私としては現時点ではそういうふうな提案をさせてもらいたいと思えますけれども、いかがですか。

○議長（吉田雅範）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

シダースーパークップ柔道大会における事務処理については、県の大会実行委員会において適切な処理がされたものと報告を受けています。しかしながら、市の監査や特別委員会等で疑義があるのではと指摘されていることも承知をしております。

今後の調査の状況を見守りながら、市が被った被害がある場合に関しては、弁護士や県との協議の下、慎重に対処したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） ひとつ慎重に、対処の方法を、ここにきて間違いないようにする必要があると思います。

それでは最後、企画段階における重要な方針の検討です。御存じのようにシダースーパーカップ柔道大会は全国レベルの強豪校を含む中学校・高校六十四チーム、選手三百二十名、大会関係者、観覧者約一千二百名、こういう大きな企画でやられたわけですね。したがって、全国あちこちから学校の皆さん方は来てくれますからね、かなり遠方の方もおられると思いますし、やはりこれぐらいの大規模な企画を持った場合は、これはもうやっぱり最低見積っても大変な費用がかかります。したがって、今回、五條市が二百五十万円、県が二百五十万円ですけれども、それぐらいの予算で全国のチームに要請してこれだけの大きな大会をやるといふ企画を決定してやられているわけですが、しかし費用については量の敷き込み料やら宿泊補助金等々において大会実行委員会が決めていない費用を公園緑地課から出すというようなことも起こっているわけです。だからやっぱり遠方のところから来ていただく場合には、最低要った費用は出さなことは、出席者負担で皆さんに来てもらえませんか、だからやっぱりこれぐらいの大きな企画をやるうとするときには、その企画の検討段階において重要な方針は責任者、幹部、それぞれの担当職員を含めて方針を検討して明らかにして、最高責任者も担当職員もその方針を共有してかかるということが必要であったと思います。しかし今回はその重要な方針が全て明らかにされずに途中で一職員の判断にお任せしているという面も出てきているわけです。例えば九十八条の検査委員会の十二ページを見てみますと、「大会実行委員会の会議録に『懇親会の参加者については、元職員に一任』とある。」と、「ほかの文書を見ても『元職員に一任』と出てくるが全て掌握したなかで元職員に一任していたのか。」という質問に対しまして、皆さん方の答弁、「平成三十年七月二日に開催した大会実行委員会が事業計画、予算について承認をいただいている。大会実行委員会の会議録にそのような記載があったのでそうであると認識している。」と、いわゆる最後の懇親会については、もう退職した元職員に一任するということを大会実行委員会の中で認めているわけです。懇親会でも大体二十数万円かかっているわけです。しかし現時点での九十八条の調査委員会、あるいは監査委員の報告でもそうやったと思いますけれども、この懇親会の二十数万円のお金はどこから出たかわからない疑惑になっているわけです。だからやっぱりこれだけ大きな企画をするときは、始めの段階で重要な方針を検討して明らかにして、それを責任者から幹部、また担当職員まで共有しておかなければ、今回のようなことが起こるといふふうに私の体験上からはそのように申し上げたいと思いますけれども、その点どうですか。

○議長（吉田雅範） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

シダースーパーカップ柔道大会は、奈良県が奥大和地域の魅力を高める目的のため、企画した施策でございます。

開催場所が本市で行われることになったことから、県が設置したシダースーパーカップ柔道大会実行委員会を中心に、奈良県南部東部振興課と連携を取りながら実施したものであります。

今後もこのような事業に対しましては、企画段階から、県や市長部局と連携し、適正な事業推進に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）この際、申し上げます。

大谷龍雄議員の一般質問の残り時間は約六分であります。十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）はい。最後に、申し上げておきたい。

市長等の執行権者の皆さんも我々市議会議員の古い方も、一番よく御存じだと思っておりますけれども、この総合体育館の建設に当たっては、始めの段階では、過去何回も吉野川の浸水になっていく場所やから、市議会議員の中でも私も含めてこれ本当にこの場所に建てていいのかどうか迷って、一時は市議会議員の中では賛成、反対が同数になる、あるときは反対の方が多いいという状況も生まれ、そして最終的にはよく議論の末、賛成多数で可決し、建設に進んだんですけれども、入札しても応募して業者がなくて不落になったときもありました。そして完成した時でもやっぱり数年前のあの大雨の台風では会場内は浸水しなかったけれども、下の電気設備は浸水しているわけですね。だからこの建設の経緯経過から言うたら、総合体育館は問題のないように使用していくことに執行権者も理事者も我々市議会議員も最大の注意を払わないといかんのちがいますか。普通にスムーズに建った総合体育館とちがうわけですから、そのことはほとんどの人は分かっているわけですから、今後においては問題のない使用の仕方、五條市民の皆さん方にも五條市外の方にも有効に利用してもらえその目を忘れずに、ひとつ執行権者の皆さん頑張ってくださいように強く申し上げて、終わります。

○議長（吉田雅範）以上で十二番大谷龍雄議員の質問を終わります。

トイレ休憩並びに答弁補助員の入替えのため、四時五分まで休憩いたします。

午後三時五十二分休憩に入る

午後四時二分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確をお願いいたします。

一般質問を続けます。

次に、五番吉田 正議員の質問を許します。五番吉田 正議員。

〔五番 吉田 正質問席へ〕

○五番（吉田 正）それでは議長より発言の許可をいただきましたので、五番吉田 正の一般質問を行わせていただきます。

五條市内には都市型公園であったり、近隣公園であったりと多くの公園が整備されておりますが、それらの公園の水道、トイレ及び周辺道路等の整備の現状をお尋ねいたします。

○議長（吉田雅範） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗） 五番吉田 正議員の御質問にお答え申し上げます。

市内公園における水道設備の設置状況につきましては、市内公園八十八箇所のうち二十一箇所の公園に設置しており、設置割合は約二四パーセントとなっております。

次に、市内公園におけるトイレの設置状況につきましては、水洗トイレは十一箇所の公園に設置しており、水洗トイレの設置割合は約一三パーセントとなっております。

また、市内公園におけるパーゴラや東屋等、休憩施設の整備状況につきましては、三十五箇所の公園に設置しており、設置割合は約四〇パーセントとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正）今お伺いしますと、まだまだ整備が追いついていない部分もあるのかと思うのですが、その中の一つである、私の地元にあります関屋川緑地公園は市民の皆様が多く利用されている公園でございます。

関屋川緑地公園は、現在新型コロナウイルスの非常事態宣言が緩和されましたが、新型コロナウイルスの拡散防止のため、その使用は自粛また制約されてはおるようですが、普段は御年配の方々を中心にグラウンドゴルフやいろいろなスポーツの場として多くの方々に利用されております。

自然環境に恵まれた地にあり、季節ごとの環境にも恵まれ本当に素晴らしい公園であります。

そこで、現在の状況について数点お尋ねいたします。

まず一番に、水道設備についてであります。現在、関屋川緑地公園には水道が未整備であるために、利用者の方々は手洗い、また使った道具の拭き取り等に雨水をタンクに貯めて使用しております。

当然飲料水としては使用できません。また虫等の混入もあり大変不衛生であります。また雨量の少ない時期においては、水不足で利用者の方々も大変困っております。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止が叫ばれておる中ではありますが、このような現状は感染症予防以前の問題であります。なぜ現在まで未整備のままなのか、また今後の上水道整備についての対応についてお尋ねいたします。

○議長（吉田雅範） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗） 五番吉田 正議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べの水道施設につきましては、現在設置されていない状況であり、今後、他施設の状況や施設の必要頻度及び利用状況等を勘案し、研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正） 確か関屋川緑地公園はみどり園が開設されるときに地元の環境整備の一環で設置されたと聞いておるのですが、そのときに、次にお尋ねするトイレや水道の設置も要望されていたと聞きます。

関屋川緑地公園付近には水道管の敷設がないのは、私もよく知っておるのですが、京奈和自動車道沿いの民家までは水道管は敷設されております。何とかそれらを延伸して早急な設置をお願いしたいと思っております。また水道管設置が、費用面等無理であれば、関屋川近くの荒坂窯跡遺構付近に、昔あそこで水をくみ上げる設備があつて、今は給水タンク等がまだ残っておるのです。草むらの中に隠れておるので、すけれども残っておる。あそこで昔、井戸水をくみ上げていたのじゃないのかなという記憶があるので、すけれども、あそこだと距離が近いので、何とかその辺で移動ができるのであればそれらをくみ上げて、井戸水でもよろしいので、くみ上げ設備を作っていたらいいように思います。それらの利用検討も今後よろしくお願いしたいと思います。

次にトイレでありますけれども、現在、関屋川緑地公園には仮設トイレが二箇所設置されておりますが、二箇所とも先ほど申しましたように水道管の敷設がないために、当然プレハブのトイレであります。関屋川緑地公園付近は季節により大変風が強いときもありまして、何度かトイレが倒れるといったような事案も起こっております。利用者の方々に掃除もしていただいておりますけれども、衛生的とはとても言えるものではありません。

水道がないのでトイレで手を洗うことができないので、多分ウェットティッシュで拭かれていると思うのです。それをトイレ内のごみ箱に…、この前見たら山のごとく積まれており、大変不衛生です。

また年寄りの方で…、仮設トイレというのはどうしても段差があつて高いもので、その上不安定な部分があつて中で倒れるといったよ



うな…、せっかく公園に健康づくりに来ていて、けがをしたということがないように、一刻も早いトイレの整備もお願いしたいと思います。  
水道がないというのもあるのですけれども、トイレ整備に向けた今後の対応をお願いいたします。

○議長（吉田雅範） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗） 五番吉田 正議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べの水洗トイレ設置につきましては、今後、他施設の状況や施設の必要頻度及び利用状況等を勘案し、研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正） 何度も申すようですが、プレハブのトイレは本当に不衛生な部分もあるし、危険な要素も含まれておりますので、一刻も早いトイレの整備をお願いしたいと思います。

次に、公園内の休憩設備についてお尋ねいたします。夏の暑い日や冬の寒い日、また雨が降ったときにはそれらをしのぐための施設が要ると思いますが、利用者の方々に楽しく利用していただくための設置について、いかがお考えかをお尋ねいたします。

○議長（吉田雅範） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗） 五番吉田 正議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べの休憩施設の整備につきましては、他施設の状況や施設の必要頻度及び利用状況等を勘案し、精査してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正） せっかく大勢のお年寄り、御年配の方が楽しんでくれているのに…、スポーツを楽しんでいるときももちろんそうですけれども、休憩されているときにお互いにおしゃべりしたりして、交流を深めるためのそういう施設が是非とも必要だと思っておりますので、せめて座れるベンチであったりとか、早急な整備をよろしくお願いしたいと思います。

次に、関屋川緑地公園の進入道路についてですけれども、現在荒坂窯跡付近南側からの進入道路と奈良カントリークラブのコース脇から関屋川緑地公園西側への二つの進入道路があるので、南側からの進入道路は、グラウンド側の勾配が大変きつい上に見通しが悪く、年配の方の車等の運転には大変危険が伴っていると聞きます。  
今後の進入道路の改善のために、取組をお尋ねいたします。

○議長（吉田雅範） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗） 五番吉田 正議員の御質問にお答え申し上げます。

関屋川緑地公園における周辺の市道整備につきましては、地域住民及び公園利用者からの御要望を踏まえ、緊急性、利便性等を考慮し、計画を立てて取り組んでまいりたいと考えております。

また、公園内道路の急勾配の解消につきましては、現地の状況から難しいと考えます。今後、地域住民からの要望や目的を踏まえ、精査してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正） 先ほどから何度も申し上げますように、御年配の方の利用ですので、無理かなという話、御答弁いただいたのですが、勾配がきつくて本場にスリップしたりとか、まず見通しがきかないというのが大変危険な状態なので、迂回路というのは無理かもしれませんが、勾配でも、掘り下げとか行って少しでも見通しがとれるような道路改良を行っていただきたいと思っております。

また公園の利用者だけでなく、地域の方々も農作業やあの奥にある産屋明神というのですか、そこへの参拝等にも利用する道路でもあるので、安心して利用できますように是非とも整備をお願いしたいと思っております。

また付近の傾斜地面に防草シートが設置されておるのですけれども、劣化が見られ土砂が溝に堆積するなどが起こっております、それらを利用者の方々に泥上げ等を行っていただいている現状であります。

また南側進入道路入り口の市道が久留野町方面から下って来る、急峻な下り勾配になっておりますので、下る車のスピードが出ているため、分岐点付近が大変危険で、何回かトラブルも起こっておりますと聞いております。これらを含め、関屋川緑地公園周辺の整備について今後どのように対応していただけるのかお尋ねいたします。

○議長（吉田雅範） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗） 五番吉田 正議員の御質問にお答え申し上げます。

関屋川緑地公園内の法面防草シートにつきましては、今年度補修を行う予定となっております。

また、市道久留野荒坂線の分岐地点については、注意喚起のため周辺への注意看板を設置し、啓発に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正） その二点を行っていただけるということで、ありがとうございます。

次、市長にお尋ねいたしたいのですけれども、そういった形でまだ整備が整っていない部分が市内の公園にも、先ほど聞いたトイレであったり、水道であったりというところがたくさんまだあるように思うのですけれども、今後の市内の公園の整備に向けた市長のお考えをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（吉田雅範） 太田市長。

○市長（太田好紀） 五番吉田 正議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

先ほど都市整備部長の方からる説明がありました。全体的に考えると市内にはまだ八十八箇所の多くの公園があります。現時点においてはこの全てを整備することはできませんが、今後、地元の要望や公園の利用状況、また利用頻度、または優先順位等を勘案し総合的に考えてまいりたいと思います。

またいろんな形の中で今言われたように、整備が遅れているのも現状でありますけれども、そこらを踏まえて、まずは地元の皆さんの、先ほど利用状況と言いましたけれども、まずは、要望書がまだ一回も上がってきていないというのは、これはどういうことなのか、それは私たちから言えばそういう意識がないのか、それとも出してもだめという意味を持っているのか、またそこは分かりません。実際、地域の皆さん方の声というのは、私たち行政は大変重要だと考えています。今日議員の方からこういう一般質問があったということは謙虚に受け止めながら、今後、全体的な整備に向けての指針を作ってまいりたい、そういうふうを考えております。

以上です。（「五番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正） 市長もおっしゃられるように、まだ要望書というのは上がってきていないのです。実は僕のところにグラウンドゴルフ利用グループの方々からこういう要望めいたこと、僕が質問させていただいたことがきておりまして、これが今うちの北宇智地区自治連合会長のところに持ち込まれているようでございます。その後、また地区自治連合会を踏まえて相談の上、御要望が上がってくると思っていますので、市長、その折はよろしく願います。

今申しましたように、関屋川緑地公園は、老若男女を問わず多くの市民の方々が利用されております。年間維持予算を考慮していただき、利用規約を守り多くの方々が事故なく安心して楽しむことのできる施設として、さらなる充実整備を一刻も早く行っていただけより強くお願いを申しまして、予定どおり十五分ぐらいで終わりましたか……、以上で終わります。

○議長（吉田雅範） 以上で五番吉田 正議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度に留め延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。

よって本日はこれにて延会することに決しました。

明日九日、午前十時に再開し、一般質問並びに議案審議を行います。  
本日はこれにて延会します。

午後四時十九分延会